

成田市消防計画

NARITA FIRE DEPARTMENT
OPERATION PLAN

成田市消防本部

改正經過

[illegible]

目 次

第1章 総 則.....	1 - 1
第1節 目 的	1 - 1
第2節 位置付け	1 - 1
第3節 改正等.....	1 - 1
第2章 組織計画.....	2 - 1
第1節 消防本部（常備消防組織）	2 - 1
1 平常時の事務機構	2 - 1
2 非常時の事務機構	2 - 1
3 部隊編成	2 - 3
第2節 消防団（非常備消防組織）	2 - 4
1 事務機構	2 - 4
2 部隊編成	2 - 4
第3節 出動受持区域.....	2 - 5
1 受持区域	2 - 5
2 出動区域	2 - 6
第4節 非常招集	2 - 6
第3章 消防力等整備計画	3 - 1
第1節 現況と将来像.....	3 - 1
1 消防力等の現況	3 - 1
2 消防需要の将来推計.....	3 - 1
第2節 整備計画	3 - 1
1 人員に係る整備計画.....	3 - 1
2 施設に係る整備計画.....	3 - 1
3 資機材に係る整備計画.....	3 - 2
第3節 点検整備	3 - 2
1 消防訓練礼式の基準による点検	3 - 2
2 施設に係る点検整備.....	3 - 2
3 資器材に係る点検整備	3 - 3
第4章 警防調査計画	4 - 1
第1節 消防地水利調査	4 - 1
第2節 災害危険区域等調査.....	4 - 2
第3節 防御計画	4 - 3
第4節 被害想定図	4 - 3
第5章 教育訓練計画	5 - 1
第1節 教 育	5 - 1

1 学校教育	5 - 1
2 一般教育	5 - 1
3 委託教育	5 - 1
第2節 警防訓練	5 - 1
1 実施手続き	5 - 1
2 種 別	5 - 2
3 安全管理	5 - 2
第6章 災害予防計画	6 - 1
第1節 火災予防指導及び広報	6 - 1
1 防火・防災管理者等への指導	6 - 1
2 危険物施設の設置者等への指導	6 - 1
3 一般市民に対する指導及び広報	6 - 1
4 防火思想の普及啓発	6 - 1
5 関係団体等への協力依頼	6 - 2
第2節 火災予防査察	6 - 2
1 査察の執行	6 - 2
2 立入検査の種別	6 - 2
3 査察対象物の区分	6 - 2
4 違反是正	6 - 2
第7章 警報発令伝達計画	7 - 1
第1節 火災警報	7 - 1
1 発令及び解除	7 - 1
2 発令及び解除の伝達（一部非公開）	7 - 1
3 周知の内容	7 - 1
第2節 その他の警報	7 - 2
第8章 消防通信計画	8 - 1
第1節 通信種別	8 - 1
第2節 無 線	8 - 1
1 無線局の種別及び周波数の指定区分	8 - 1
2 運 用	8 - 2
第3節 消防通信体制	8 - 3
1 平常時の消防通信体制	8 - 3
2 非常時の消防通信体制	8 - 3
3 通信障害発生時の対応	8 - 3
第4節 消防通信の統制	8 - 3
1 通信統制	8 - 3
2 無線統制	8 - 3

第 9 章 情報計画.....	9 - 1
第 1 節 消防組織法上の報告.....	9 - 1
第 2 節 消防法上の通報.....	9 - 1
第 3 節 情報広報.....	9 - 1
第 4 節 情報記録.....	9 - 1
第 10 章 局地災害警防計画.....	10 - 1
第 1 節 局地災害指揮体制.....	10 - 1
1 指揮体制.....	10 - 1
2 現場最高指揮者.....	10 - 1
第 2 節 出動体制.....	10 - 2
1 出動部隊.....	10 - 2
2 災害種別及び出動規模.....	10 - 2
3 出動基準.....	10 - 2
第 3 節 現場指揮.....	10 - 3
1 指揮宣言.....	10 - 3
2 指揮代行.....	10 - 3
3 現場指揮本部.....	10 - 3
4 その他.....	10 - 3
第 4 節 警 戒.....	10 - 3
1 火災警報発令時.....	10 - 3
2 飛火警戒.....	10 - 3
3 特別警戒.....	10 - 3
第 5 節 活動マニュアル.....	10 - 3
第 11 章 広域災害警防計画.....	11 - 1
第 1 節 広域災害指揮体制.....	11 - 1
第 2 節 出動体制.....	11 - 1
1 警防活動本部長運用.....	11 - 1
2 署隊運用.....	11 - 1
第 3 節 配備体制.....	11 - 1
1 警戒配備.....	11 - 1
2 2号及び3号非常配備.....	11 - 1
第 4 節 活動マニュアル.....	11 - 2
第 12 章 避難計画.....	12 - 1
第 1 節 避難指示等の伝達.....	12 - 1
1 局地災害.....	12 - 1
2 広域災害.....	12 - 1
第 2 節 広報・伝達の方法.....	12 - 1
第 3 節 国民保護法に基づく避難.....	12 - 1

第13章 救急・救助計画.....	13-1
第1節 活動の原則	13-1
1 救急活動	13-1
2 救助活動	13-1
第2節 非常招集	13-1
1 参集救急救命士	13-1
2 潜水員	13-1
第3節 出動等	13-2
1 救急車1台あたりの搬送者数	13-2
2 救急支援	13-2
第4節 関係機関との協力体制	13-2
第14章 応援計画	14-1
第1節 共通事項	14-1
1 応援の原則	14-1
2 応援要請を受けた場合の対応	14-1
3 応援不可とする状況	14-1
4 指揮系統	14-1
5 無線運用	14-1
6 資機材	14-2
第2節 消防相互応援協定に係る応援	14-2
1 近隣市町等消防相互応援協定及び千葉県広域消防相互応援協定 ..	14-2
2 ちば消防共同指令センターにおける千葉県広域消防相互応援協定書第2 条第1号に定める普通応援の運用に係る覚書	14-4
3 成田国際空港消防相互応援協定	14-4
4 千葉県消防広域応援隊	14-5
第3節 緊急消防援助隊	14-7
1 登録部隊とその編成	14-7
2 車両表示	14-8
3 情報共有	14-8
4 費用負担	14-8
第15章 受援計画	15-1
第1節 共通事項	15-1
1 拠点等の候補	15-1
2 地図等の作成	15-1
3 無線運用	15-1
4 資機材	15-2
第2節 消防相互応援協定に係る受援	15-2
1 近隣市町等消防相互応援協定及び千葉県広域消防相互応援協定 ..	15-2

2	ちば消防共同指令センターにおける千葉県広域消防相互応援協定書第2条第1号に定める普通応援の運用に係る覚書	15-2
3	成田国際空港消防相互応援協定	15-3
4	千葉県消防広域応援隊	15-4
第3節	緊急消防援助隊	15-5
1	応援要請	15-5
2	警防活動本部の設置	15-5
3	受入体制等	15-5
第4節	その他関係機関との応援協力等	15-6
1	警察との応援協力	15-6
2	電気、電話及びガス事業等関係機関との応援協力	15-6
3	水道事業者との応援協力	15-6
4	鉄道軌道事業者との応援協力	15-6
5	重機等の応援協力	15-6
6	災害派遣医療チーム(DMAT)の応援協力	15-6
第16章	国民保護警防計画	16-1
第1節	配備体制	16-1
第2節	消防本部がとる国民保護措置	16-1
1	消防活動の優先	16-1
2	情報収集	16-1
3	避難住民の誘導	16-2
4	安全確保	16-2
第3節	その他	16-2
1	武力攻撃事態等に関連して実施する事項	16-2
2	特殊標章等の着用	16-2

【別表1】 車両用途一覧表

【別表2】 火災出動基準表 (非公開)

【別表3】 救急出動基準表 (非公開)

【別表4】 救助出動基準表 (非公開)

【別表5】 その他出動基準表 (非公開)

【別表6】 消防団火災出動基準表 (非公開)

【別表7】 配備体制一覧表

【別表8】 成田市消防本部ランデブーポイント一覧表 (一部非公開)

【別表 9】 成田市消防本部ドッキングポイント一覧 (一部非公開)

【別表 10】 進出拠点・宿営場所候補地一覧表 (一部非公開)

【別表 11】 燃料補給場所一覧表 (一部非公開)

【別表 12】 ヘリコプター離着陸可能場所一覧表 (一部非公開)

【別表 13】 食糧品等物資調達先一覧表 (一部非公開)

【別表 14】 無線通信運用体制表

【別図 1】 消防署及び分署の受持区域図

【様式 1】 消防地理調査報告書

【様式 2】 防火水槽調査報告書

【様式 3】 消火栓調査報告書

【様式 4】 消防水利の修理等調査報告書

【様式 5】 対象物（地域）概要表

【様式 6】 部隊出動・任務計画表

【様式 7】 対象物（地域）付近見取図

【様式 8】 対象物配置図

【様式 9】 対象物平面図

【様式 10】 対象物断面図

【様式 11】 訓練報告書

第1章 総 則

成田市消防計画の総則について、以下に定める。

第1節 目 的

成田市消防計画は、消防組織法（昭和22年 法律第226号）及び成田市消防警防規程（昭和55年6月1日 消防本部訓令第2号）第7章に基づき定める計画であり、消防組織法、消防法（昭和23年 法律第186号）その他法令により期待される消防の任務を十分に果たすために必要な消防活動及び消防体制の基本方針を定めるとともに、これらの災害による被害の軽減、災害等による傷病者の適切な搬送に万全を期することを目的とする。

第2節 位置付け

成田市消防計画は、成田市と成田市が消防事務を受託する市町の地域防災計画等と整合を保ちつつ、発生する災害へ対応するための事前命令的な立ち位置と、成田市の総合計画であるN A R I T Aみらいプランをその上位計画として、成田市が目指す将来においても消防が十分に果たされるための中長期計画的な立ち位置の双方を具有する。

第3節 改 正 等

成田市消防計画は、次により改正等を行う。

- 1 一箇年毎に、関係する法令、計画等の改正、及び消防情勢の変化に応じて見直しを行い、必要に応じて改正を行う。
- 2 十箇年毎に、成田市が目指す将来に必要な消防力、消防需要について第三者機関に解析させ、消防力整備拡充の抜本的な見直しを図る。

第2章 組織計画

災害に対処するための事務機構と部隊の編成について必要な事項を定める。

第1節 消防本部（常備消防組織）

1 平常時の事務機構

成田市消防本部組織に関する規則（平成8年3月29日 規則第8号）及び成田市消防署の組織に関する規程（昭和55年12月1日 消防本部訓令第3号）の定めによる。

2 非常時の事務機構

消防長は成田市消防警防規程第15条に基づき、次のとおり警防活動本部を設置して消防活動を指揮総括し、災害の状況に応じて警防活動本部の規模縮小又は解散を行うものとする。

なお、その設置及び運用については、警防活動本部設置及び運用マニュアルに基づく。

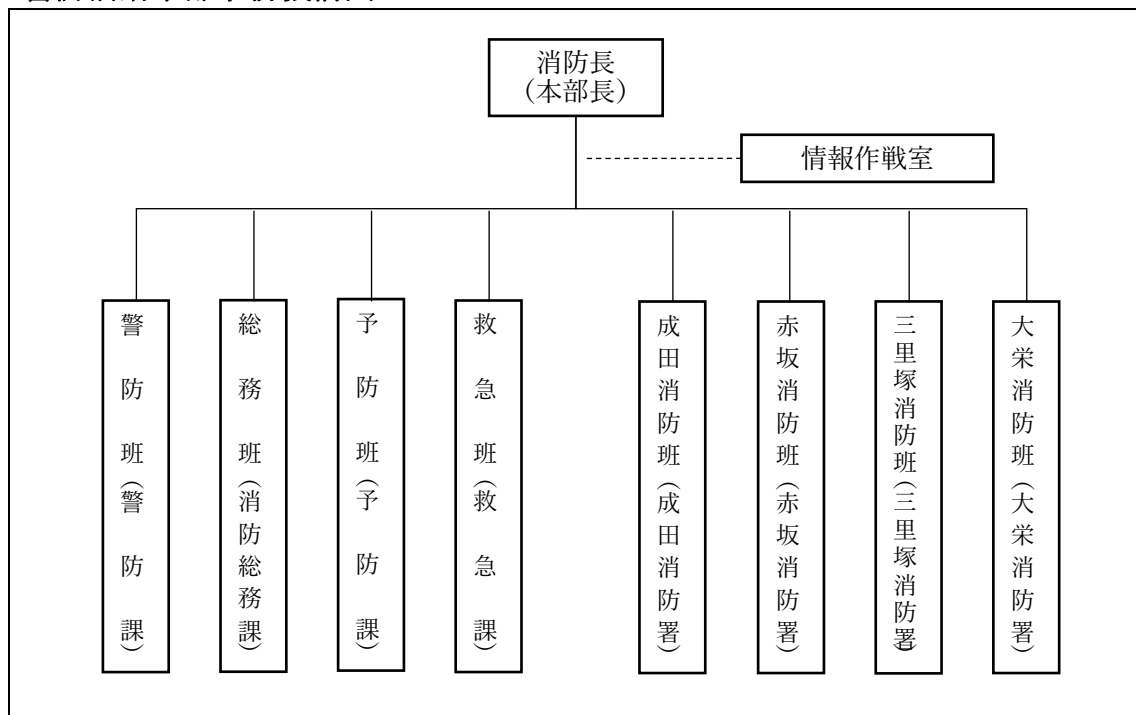
（1）事務機構

消防長を本部長、次長（次長を置かない場合は消防長があらかじめ指定する者。消防計画内にて以下同様。）を副本部長、警防課長を事務局長とし、課長及び消防署長を各班の長とする。

なお、消防長に事故のある場合は、次長、警防課長の順に権限を委任する。

また、広域災害の場合は各班から人員を派遣し、警防活動本部情報作戦室の運用を開始する。

警防活動本部事務機構図



(2) 事務分掌

非常災害時における事務分掌は次表のとおりとする。ただし、平常時においても警防活動を行う隊から要請のあった場合や、消防本部が必要と判断した場合には、可能な限り次表に基づいて対応する。

警防活動本部事務分掌一覧表

本部長	・消防事務を指揮統括すること。 ・本部員会議の議長となること。 ・警防活動本部（消防本部）の基本方針を決定すること。 ・応援要請の決定に関する事。
副本部長	・本部長を補佐すること。 ・本部長不在時に職務を代理すること。
警防班 （事務局）	・警防活動本部の設置及び運用に関する事。 ・情報作戦室の設置及び運用に関する事。 ・災害防衛対策に関する事。 ・部隊運用に関する事。 ・水利に関する事。 ・警防資機材の確保及び運用に関する事。 ・関係機関との応援に関する事。 ・災害情報に関する事。 ・気象情報に関する事。 ・非常招集に関する事。 ・消防無線の運用に関する事。
総務班	・消防職・団員の糧食、燃料等に関する事。 ・必要資材の確保及び運搬に関する事。 ・消防団活動本部との連絡調整に関する事。 ・部内他の班に属しない事項。
予防班	・広報、報道対応に関する事。 ・被害状況の調査集計、記録、報告に関する事。 ・避難誘導に関する事。 ・危険物災害防衛の助言等に関する事。
救急班	・救急資機材の確保及び運用に関する事。 ・現場救護所に関する事。 ・医療機関情報に関する事。
消防班	・災害の警戒及び防衛に関する事。 ・消火、救急、救助活動に関する事。

3 部隊編成

成田市消防警防規程第4章に基づき、次表のとおり小隊を編成し、配置する。

所属長は交代点検までに部隊の編成を警防課長へ報告するとともに、欠隊となる隊が生じた場合は警防課長へ報告する。

また、非常時等消防力を増強する必要があるときは招集により職員を参集させ、状況に即した部隊を編成して警防課長へ報告する。

消防本部（常備消防組織）小隊編成表

所属	小 隊	配置車両	所属	小 隊	配置車両
本部	指揮隊 機動救急隊（日勤）	本部広報 1 本部広報 2 本部指揮統制 1 本部指揮 1			
成田消防署	成田水槽隊 成田ポンプ隊 成田高度救助隊 成田救急隊	成田指揮 1 成田水槽 1 成田ポンプ 1 成田化学 1 成田救助 1 成田梯子 1 成田給水 1 成田救急 1 成田救急 2 本部資機材 1	飯岡分署	飯岡水槽隊 （兼救急隊）	飯岡水槽 1 飯岡広報 1 飯岡救急 1
赤坂消防署	赤坂水槽隊 赤坂ポンプ隊 赤坂救急隊	赤坂指揮 1 赤坂水槽 1 成田水槽 2 赤坂ポンプ 1 赤坂梯子 1 赤坂救急 1	公津分署	公津水槽隊 公津救急隊	公津水槽 1 公津広報 1 公津救急 1
三里塚消防署	三里塚水槽隊 三里塚ポンプ隊 （兼救急隊）	三里塚指揮 1 三里塚水槽 1 三里塚ポンプ 1 三里塚化学 1 三里塚支援 1 三里塚救急 1	空港分署	空港救急隊	空港広報 1 空港救急 1
大栄消防署	大栄水槽隊 （兼救助隊） 大栄ポンプ隊 （兼救急隊）	大栄指揮 1 大栄水槽 1 大栄ポンプ 1 成田救助 2 大栄救急 1	下総分署	下総水槽隊 下総ポンプ隊 （兼救急隊）	下総水槽 1 下総ポンプ 1 下総広報 1 下総救急 1

※ 無線呼出名称とは異なる。

- （１）代車を除く乗り換え等により小隊を運用する場合は、隊の所属とその車両又は小隊の用途を以て小隊名とする。
- （２）中隊は消防署毎に２個以上の小隊から構成し、原則として中隊長が指揮を執る。中隊の呼称は消防署名とするが、同一の消防署から２つの中隊が運用される場合は、消防署名の後に当直部の番号を付すものとする。ただし、消火中隊など、任務毎に中隊を編成する場合等はこの限りでない。
- （３）大隊は２個以上の中隊から構成し、原則として大隊長又は指揮隊長が指揮を執る。

第2節 消防団（非常備消防組織）

1 事務機構

消防団の事務機構は、成田市消防団条例（昭和29年3月31日 条例第48号）及び成田市消防団規則（昭和29年3月31日 規則第15号）の定めによる。

2 部隊編成

消防団員は必要に応じて参集し、次表のとおり部隊を編成する。

消防団（非常備消防組織）部隊編成表

第1分団（成田）	1部	本町・東町・田町	自	第5分団（久住）	1部	芝	小	第8分団（高岡・名木）	1部	高岡	小
	2部	花崎町・上町	自		2部	大室	小		2部	大和田	小
	3部	幸町・仲町	自		3部	土室	小		3部	高	小
	4部	郷部	小		4部	小泉	自		4部	小浮・野馬込	小
	5部	土屋	自		5部	成毛	小		5部	名木・倉水	小
	6部	寺台	小		6部	大生	小	第10分団（大須賀・桜田）	1部	伊能	自
	7部	厩橋台・新町・馬橋	小		7部	幡谷	小		2部	奈土・柴田	小
	8部	不動ヶ岡・南平台	自		8部	飯岡	小		3部	横山・馬乗里・大沼	小
	9部	新勝寺	自		9部	荒海	小		4部	所第1・堀籠・村田	小
第2分団（公津）	1部	宗吾	自	第6分団（豊住）	10部	磯部	小		5部	所第2・東ノ台	小
	3部	台方	自		1部	北羽鳥北部	小	第11分団（津富浦）	1部	吉岡第1	小
	4部	下方	小		2部	安西	小		2部	津富浦・中野	小
	5部	八代	小		3部	竜台	小		3部	久井崎・稲荷山・三和	小
	6部	北須賀	自		4部	長沼	自		4部	松子・白作	小
	7部	飯中	小		5部	佐野	小		5部	吉岡第2	小
	8部	飯田町	小		6部	南羽鳥	小		6部	水の上	小
	9部	船形	小		7部	北羽鳥南部	小		7部	新田	小
	10部	江弁須	小	第7分団（遠山）	1部	吉倉	小	第12分団（前林・川上）	1部	一坪田	小
	11部	大袋	小		2部	東和田	小		2部	前林第1	小
第3分団（八生）	1部	松崎	自		3部	川栗	小		3部	前林第2	小
	2部	大竹	小		4部	畑ヶ田	小		4部	官林	小
	3部	上福田	小		5部	大清水	小		5部	多良貝	小
	4部	下福田	小		6部	三里塚	槽		6部	川上	小
	5部	宝田	自		8部	十余三	小		7部	大栄十余三	小
	7部	山口・米野	小		10部	本三里塚	小	凡 例 自：消防ポンプ自動車 槽：水槽付消防ポンプ自動車 小：小型動力ポンプ積載車 ※女性部に車両配置していない。			
第4分団（中郷）	1部	海老川・芦田	小		12部	本城	小				
	3部	赤荻	小	第8分団（滑川・小御門）	1部	猿山	自				
	4部	新妻	小		2部	滑川・大菅	自				
	5部	東西和泉	自		3部	西大須賀	小				
	6部	野毛平	自		4部	新川	小				
	7部	和田・関戸・東釜山	小		5部	四谷	小				
	8部	下金山	小		6部	名古屋・大菅	小				

第3節 出動受持区域

出動受持区域とは、次に掲げる受持区域及び出動区域をいい、消防署・分署はその出動受持区域において、火災の予防、警戒、鎮圧等、その他災害の防除及び災害による被害の軽減のための第一線の活動を行う。

1 受持区域

【消防署及び分署の受持区域図（別図1）】は、成田市消防署設置条例第2条に定める管轄区域のうち、次表のとおりとする。

署所別受持区域表

成田消防署	成田地区	成田・田町・東町・本町・仲町・幸町の一部・上町・花崎町・土屋の一部・寺台・郷部の一部・不動ヶ岡・ウイング土屋
	公津地区	江弁須の一部・並木町・飯仲の一部
	中郷地区	野毛平・東金山・関戸・和田・下金山・東和泉の一部・西和泉の一部
	久住地区	小泉の一部・新泉
	遠山地区	小菅の一部・大山・馬場・久米・山之作・吉倉の一部・東和田・取香の一部・堀之内の一部・長田・十余三の一部・御所の内
飯岡分署	中郷地区	新妻・芦田・赤荻・東和泉の一部・西和泉の一部
	久住地区	芝・大室・土室・成毛・大生・幡谷・飯岡・荒海・磯部・水掛・小泉の一部・久住中央1～4丁目
	豊住地区	北羽鳥・長沼・南羽鳥・佐野・竜台・安西・南部・北部
赤坂消防署	成田地区	幸町の一部・馬橋・新町・南平台・土屋の一部・郷部の一部・囲護台・囲護台1～3丁目・美郷台1～3丁目
	公津地区	八代・船形・北須賀・台方の一部・下方の一部・江弁須の一部・飯仲の一部・はなのき台1～3丁目
	八生地区	松崎・大竹・上福田・下福田・宝田・押畑・山口・米野
	ニュータウン地区	赤坂1～3丁目・吾妻1～3丁目・加良部1～6丁目・橋賀台1～3丁目・玉造1～7丁目・中台1～6丁目
公津分署	公津地区	台方の一部・下方の一部・宗吾1～4丁目・江弁須の一部・大袋・飯田町・飯仲の一部・公津の杜1～6丁目
三里塚消防署	遠山地区	小菅の一部・久米野・吉倉の一部・川栗・畑ヶ田・大清水・三里塚・本三里塚・本城・南三里塚・東三里塚・駒井野の一部・取香の一部・堀之内の一部・新駒井野・十余三の一部・天神峰の一部・東峰の一部・古込の一部・木の根の一部・天浪の一部・三里塚光ヶ丘・三里塚御料・西三里塚
空港分署	遠山地区	空港内第1種区域※・空港内第2種区域※・天神峰の一部・東峰の一部・古込の一部・木の根の一部・天浪の一部・駒井野の一部・取香の一部
大栄消防署	大栄地区	伊能・奈土・柴田・堀籠・村田・所・桜田・南敷・馬乗里・横山・浅間・東ノ台・大沼・久井崎・稲荷山・中野・津富浦・松子・臼作・吉岡・新田・一坪田・前林・水の上・川上・多良貝・大栄十余三・官林・一畝田
下総分署	下総地区	平川・新川・猿山・大菅・滑川・西大須賀・四谷・高倉・成井・地藏原新田・名古屋・七沢・中里・冬父・青山・倉水・名木・高岡・大和田・高・小野・小浮・野馬込
	神崎町	全域

※ 成田市及び成田国際空港の区域における消火救難活動に関する協定（平成16年4月1日締結）に基づく。

2 出動区域

消防署及び分署の受持区域に限らず、出動区域を次表のとおりとする。

署所別出動区域表

成田消防署	東関東自動車道成田 IC から同富里 IC までの上り区間 東関東自動車道成田 IC から同大栄 JCT までの下り区間 新空港自動車道成田 IC から同新空港 IC までの下り区間
空港分署	新空港自動車道新空港 IC から同成田 IC までの上り区間 成田国際空港
大栄消防署	東関東自動車道大栄 IC から同大栄 JCT までの上り区間 東関東自動車道大栄 IC から同佐原香取 IC までの下り区間 東関東自動車道大栄 JCT から首都圏中央連絡自動車道下総 IC までの内回り区間
下総分署	首都圏中央連絡自動車道下総 IC から同稲敷東 IC までの内回り区間 首都圏中央連絡自動車道神崎 IC から東関東自動車道大栄 JCT までの外回り区間 東関東自動車道大栄 JCT から同成田 IC までの上り区間 東関東自動車道大栄 JCT から同大栄 IC までの下り区間

第4節 非常招集

非常招集は成田市消防警防規程第9章に基づくほか、次のとおりとする。

- 1 次表に掲げる責任者は、自身の指揮監督する部署における人員の過不足を判断し、消防長の承諾を得て必要人員を招集又は解除する。

なお、消防長の承諾を得る暇のないときは消防長に代わって発令し、事後に報告するものとする。ただし、事前に招集計画を作成し、消防長の承認を得ている場合はこの限りではない。

招集種別一覧表

種 別	責任者	対 象	範 囲	該当指揮体制 ※
1号非常招集	所属長	所 属 職 員	必要人員	第 1 指 揮 体 制 第 2 指 揮 体 制
	消防長	消 防 職 員	必要人員	
	分団長	分 団 員	必要人員	
2号非常招集	消防長	日 勤 者	全 人 員	第 3 指 揮 体 制 広 域 災 害 指 揮 体 制 (2号非常配備体制)
		隔日勤務者	必要人員	
	団 長	消 防 団 員	必要人員	
3号非常招集	消防長	消 防 職 員	全 人 員	第 4 指 揮 体 制 広 域 災 害 指 揮 体 制 (3号非常配備体制)
	団 長	消 防 団 員	全 人 員	

※ 指揮体制については第10章「局地災害警防計画」及び第11章「広域災害警防計画」参照。

- 2 非常招集の発令を受けた消防職員及び消防団員は、特段の指定がない限り自身の所属する部署及び消防団器具庫に参集し上司に報告する。
- 3 2号及び3号非常招集が発令された場合、警防課長はその発令について各職員へ伝達し、各所属長は警防課長へ参集の状況を報告する。

第3章 消防力等整備計画

本章では、整備計画及び点検整備について必要な事項を定める。

第1節 現況と将来像

1 消防力等の現況

消防年報による。

2 消防需要の将来推計

成田市消防計画改定支援業務報告書による。

第2節 整備計画

消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）と市域の実情に鑑みて整備拡充を図る。

1 人員に係る整備計画

成田市職員定数条例（昭和29年3月31日条例第15号）、成田市消防団条例（昭和29年3月31日条例第48号）及び消防力の整備指針第3章に基づく。ただし、通信員については千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会の定めによる。

2 施設に係る整備計画

原則として消防力の整備指針第2章に基づく。

（1）庁舎、署所及び消防団拠点施設

成田市公共施設等総合管理計画に基づき整備する。

（2）消防車両等

次表に基づき更新する。

車両等更新年数表

分類	種別	年数
消防本部	消防ポンプ自動車	15年
	水槽付消防ポンプ自動車	15年
	小型動力ポンプ付水槽車	20年
	高規格救急自動車	8年
	化学消防自動車（空災用含む）	20年
	救助工作車	15年
	梯子付消防ポンプ自動車（ポンプ無し含む）	20年
	資材搬送車	20年
	支援車	20年
	広報・事務連絡車	20年
	現場指揮車	10年
	ボート	10年
	ボートトレーラー	ボート更新時
消防団	消防ポンプ自動車	20年
	水槽付消防ポンプ自動車	
	小型動力ポンプ付積載車	

- (3) 同報系の防災行政無線設備
成田市総務部危機管理課による。
- (4) 消防指令システム等及び消防救急無線設備
千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会、千葉縣市町村総合事務組合及び千葉県防災危機管理部危機管理課との協議により整備する。
- (5) 消防水利
消防水利の基準（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づくとともに、消防施設整備計画実態調査による充足率の低い地域を優先して整備する。
- ア 消火栓
成田市水道部、千葉県企業局船橋水道事務所との協議により整備する。
- イ 防火水槽
耐震性貯水槽を優先して整備する。

3 資機材に係る整備計画

整備目標を設定し、計画的な増強及び更新整備を図る。

第3節 点検整備

消防本部（常備消防組織）の点検整備について定める。

なお、消防団（非常備消防組織）における「消防訓練礼式の基準による点検」を除く点検整備については、成田市消防団事務手引きに基づく。

1 消防訓練礼式の基準による点検

次表に基づき実施する。

なお、通常点検及び特別点検の際、点検者は不備欠陥を是正させ、講評を行い、消防職団員の規律品位の向上及び消防技術の向上に努める。

通常点検等一覧表

分 類	時 期	点 検 者	対 象	点 検 項 目
通 常 点 検	月 1 回	消 防 署 長	所 属 職 員	・ 人員、服装、規律及び消防手帳 ・ 訓練及び礼式 ・ 機械器具
	年 2 回	消 防 長	消 防 職 員	
	月 1 回	消 防 団 部 長	所 属 団 員	
	年 2 回	消 防 団 分 団 長		
特 別 点 検	点検者が必要と認めるとき	消 防 署 長	所 属 職 員	・ 訓練及び礼式 ・ 消防操法、演習 ・ 機械器具、物品等
		消 防 長	消 防 職 員	
		消 防 団 長	消 防 団 員	
現 場 点 検	警戒活動等が終了したとき	小 隊 長	隊 員	・ 服装 ・ 機械器具 ・ その他必要事項

2 施設に係る点検整備

(1) 庁舎及び署所

所属長は成田市庁舎管理規則（平成24年7月31日規則第60号）、成田市公共施設点検マニュアル等に基づいて管理し、修理補修等の必要が生じたときは応急処置を施すとともに主管課長へ修理補修等を依頼する。

（2）車両

所属長は、成田市庁用自動車管理規則（昭和61年8月26日規則第36号）及び消防用車両安全基準（消防用車両安全基準検討会）に準じて管理するとともに、次表に基づき点検を行い、整備及び運行について記録する。

また、専門業者による修理等を要するものは警防課長へ依頼する。

車両点検一覧

分 類	時 期	報 告
法 定 点 検	道路運送車両法に基づく	
交 代 点 検	勤務交代時（始業前）	当直責任者へ口頭報告する。
定 時 点 検	19時00分	
帰署毎点検	出向、出動等から帰署の度	運転日誌に記載する。
月 例 点 検	月下旬に1度	【消防用車両安全基準の様式に準じる。】（警防課合議）

（3）資機材

ア 警防課長は、定期的に専門業者による点検整備を行う。

イ 所属長は、始業後可及的速やかに資機材の点検整備を行う。専門業者による修理等が必要なものは警防課長へ依頼する。

（4）消防指令システム等、通信装置及び消防救急無線設備

ア 警防課長は、定期的に専門業者による点検整備を行う。

イ 所属長は、成田市消防通信規程（平成3年3月19日消防本部訓令第5号）に基づき点検整備を行い、専門業者による修理等が必要なものは警防課長へ依頼する。

（5）消防水利

第4章第1節に定める。

3 資器材に係る点検整備

前項（3）と同様とする。

第4章 警防調査計画

災害に対して適切な防御活動を行なうことができるよう、消防地理、消防水利及び災害危険区域等の調査について必要な事項を定める。

第1節 消防地水利調査

1 消防署長は、自身の管轄区域において下表のとおり消防地理、消防水利を調査し、次に掲げる報告書及び台帳を作成する。

(1) 【消防地理調査報告書（様式1号）】

(2) 【防火水槽調査報告書（様式2号）】

(3) 【消火栓調査報告書（様式3号）】

また、消防活動に支障があると認められるものについては、警防課長及び他の消防署長へ速やかに通知する。ただし、消防水利のうち修繕の必要があると認められるものに係る警防課長への報告については、【消防水利の修理等調査報告書（様式4号）】を用いるものとする。

2 消防署長は、月間の消火栓使用水量について警防課長へ報告する。

3 消防団長は、必要に応じて建築物を除く消防地水利調査を行う。

消防地水利調査一覧表

分類	調査対象	要 領
消防地理調査	地形及び地物	自然崖、人工急傾斜地及び空地等について、警防活動に及ぼす影響又は災害予防上必要な現況を把握できるよう調査する。
	道路及び橋	消防活動上影響のある道路の広狭、交通量、道路工事、埋設管工事、橋梁状況による迂回路等を調査する。
	河川及び湖沼	河川、湖沼の状況の把握し、橋梁、堤防、流量等を調査する。
	建築物	建築等の位置、構造、使用目的等の現況を調査する。
	消防活動上必要なもの	排煙設備や連結送水管など、消防活動上必要なものを調査し、その実態を把握する。
	消防活動上障害となるもの	駐車禁止場所に駐車している車両等警防活動上支障となるものを調査する。
消防水利調査	消火栓	所在、外観、標識、口数、水道管口径、管網形状等状況の変化を調査する。
	防火水槽等	所在、外観、標識、減水、吸管投入口数等状況の変化を調査する。
	その他消防水利	消防水利としての使用の適否、時期による水量の変化や周囲の状況などを調査する。

第2節 災害危険区域等調査

消防署長は、次に掲げる区域等について調査を行う。

- 1 防火対象物のうち、次に掲げる各号のいずれかに該当するもの
 - (1) 最高の高さが31m以上のもの
 - (2) 消防法施行令第29条第1項に該当するもの
 - (3) 地階の床面積が1,000㎡以上のもの
 - (4) 消防法施行令別表第1に次に掲げるもののうち次に該当するもの
 - ア (6)項イ(1)又は(2)
 - イ (6)項イ(3)のうち成田市火災予防査察規程に定める第1種査察対象物に該当するもの
 - ウ (6)項ロ
 - エ (17)項
- 2 消防法施行令別表第1に掲げる(16)項イに該当するもののうち、前号に掲げる用途を含むもの
- 3 防災管理を要するもの
- 4 危険物施設のうち、次に掲げる各号のいずれかに該当するもの
 - (1) 著しく消火困難な製造所等
 - (2) 第四類以外の危険物を貯蔵、又は取扱いをしている危険物施設
- 5 指定洞道
- 6 長さが500m以上の隧道
- 7 指定密集地域
 - 5棟以上の建物が密集し、次に掲げる各号のいずれかに該当する地域のうち、消防署長が必要と認めたもの。
 - (1) 消火隊の到着に時間を要する地域
 - (2) 10度以上の傾斜、線路、河川等による進入困難が予想される地域
 - (3) その他、消防地水利等による活動障害が予想される地域
- 8 消防水利不便地域
 - 一の消防水利から半径140mの範囲に包括されず、次に掲げる各号のいずれかに該当する地域のうち、消防署長が必要と認めたもの。
 - (1) 消防力の整備指針第2条の定義による市街地または準市街地
 - (2) 前号に準ずる地域
 - 前号に該当しないが、小規模ながら建物が連続しているような地域、防火対象物の種類、その分布状況から、市街地及び準市街地に準ずると考えられる地域。
- 9 成田国際空港石油パイプライン施設
- 10 水害及び土砂災害危険箇所
- 11 その他、消防長又は消防署長が必要と認めたもの

第3節 防御計画

消防署長は前節に基づく調査の結果、災害が発生した場合に警防活動が著しく困難になると予想されるものについては、次の構成により防御計画を策定する。

なお、前節第7項については、指定密集地域防御方針に基づいて策定する。

また、策定した防御計画は予防課長、警防課長の合議を経たうえで消防長の承認を受け、他の消防署長へ通知する。

- 1 【対象物概要表（様式 5号）】
- 2 【部隊出動・任務計画表（様式 6号）】
- 3 【対象物付近見取図（様式 7号）】
- 4 【対象物配置図（様式 8号）】
- 5 【対象物平面図（様式 9号）】
- 6 【対象物断面図（様式10号）】
- 7 その他必要と認める資料

第4節 被害想定図

消防署長は、成田市地域防災計画共通編第1章第5節、ハザードマップ等を参考に被害想定を図示し、消防機関の立場から検討した所要事項を記入した活動資料を作成する。

第5章 教育訓練計画

消防職員のエ育訓練について必要な事項を定める。

なお、消防団員の教育訓練については別に定める。

第1節 教 育

1 学校教育

消防総務課長は、研修実施計画を策定して消防職員を派遣する。

(1) 千葉県消防学校

千葉県消防学校の定める教育訓練実施計画による。

(2) 消防大学校

消防大学校の定める教育訓練実施要領による。

2 一般教育

成田市消防本部職員教養訓練実施要綱に基づくほか、所属長はその主管事務に係る教育を消防職員に施す。

3 委託教育

委託教育とは、学校教育及び一般教育以外のもので、資格及び専門的知識を習得させるために職員を外部へ委託して行う教育又は研修等をいう。消防本部の各課長は長期的な計画を策定し、消防総務課長がこれらを全体計画としてとりまとめる。

第2節 警防訓練

成田市消防警防規程第8章に規定する警防訓練は、次により実施する。

1 実施手続き

警防訓練は次表のとおり実施する。訓練責任者は訓練計画並びに実施要綱等を作成して警防訓練を行い、その結果を【訓練報告書（様式11号）】により計画承認者へ報告する。

なお、小訓練については当該月間に実施した訓練を取りまとめた報告とする。

また、小訓練以外の訓練については、参加する所属以外にもその概要及び結果を周知する。

警防訓練事務手続き一覧表

	小 訓 練	中 訓 練	大 訓 練	特別訓練
訓練責任者	係長	管轄消防署長	警防課長	消防長の指名する者
計画承認者	所属長	消防長 (警防課合議)	消防長	消防長 (警防課合議)
期 日	月間行事計画	年間行事計画	年間行事計画	消防長の指定する日
結果報告期限	翌月の10日まで	実施日から 10日以内	実施日から 10日以内	実施日から 10日以内

2 種 別

警防訓練の種別は次表のとおりとする。

警防訓練種別一覧表

訓練種別	内 容
消 火 訓 練	資機材取扱い、放水、ポンプ運用、消防操法等、消火活動を主体とするもの
救 急 訓 練	資機材取扱い、救命処置等、救急活動を主体とするもの
救 助 訓 練	資機材取扱い、検索、救出等、救助活動を主体とするもの
指揮運用訓練	指令業務、指揮活動、部隊運用等、指揮運用を主体とするもの
総 合 訓 練	広域災害や大規模災害、消火、救急及び救助訓練が複合するもの
そ の 他 訓 練	訓練礼式、車両走行、参集訓練等、上記に該当しないもの

3 安全管理

安全管理者、安全主任者及び安全員（以下、「安全管理者等」という。）は次に掲げるとおりとする。安全管理者等は警防活動時における安全管理マニュアル（総務省消防庁）及び訓練時における安全管理マニュアル（総務省消防庁）を活用し、警防訓練における事故の防止に取り組む。

また、訓練中において安全主任者及び安全員は、安全標示ベスト、腕章等を着用する。

（１）安全管理者

当該訓練の訓練責任者とする。安全管理者は、訓練の内容、規模に応じて安全主任者及び安全員を適切な場所に配置し、危険が予測される場合は訓練を中断させる等の処置を講じなければならない。

また、訓練中に事故が発生した場合は直ちに応急処置を行い、その詳細を消防長及び成田市職員安全衛生管理規則（平成１８年３月２４日規則第２０号）に定める総括安全衛生管理者へ報告しなければならない。

（２）安全主任者

安全管理者が警防技術指導力や安全管理に関する知識、体力等を総合的に判断して適任と認める者を指名する。安全主任者は、訓練の内容、施設、資機材等の安全確認を行い、危険要素の排除など実務的な助言及び指導を行なう。

（３）安全員

安全管理者が必要な人員を指名する。安全員は、安全主任者の指示を受けて担当面の安全確保を行なう。

第6章 災害予防計画

本章では、住民及び消防対象物関係者等による自主予防体制の確立や自衛消防力の強化を図るとともに、災害による被害の軽減を図るために、必要とされる火災の予防及び地震等の対策に係る指導及び査察、広報活動について必要な事項を定める。

第1節 火災予防指導及び広報

1 防火・防災管理者等への指導

消防法第8条に基づき、防火管理の強化を図るため、防火管理者等に対し、次の指導を行う。

また、消防法第36条に基づき、防災管理と自衛消防力を強化し、地震による被害の軽減を図るため、防災管理者等に対し、次の指導を行う。

火災予防指導項目一覧表

防火管理者等	防災管理者等
消防計画の策定と運用 消防訓練の実施 消防用設備等の点検整備 防火対象物の点検整備 火気使用設備の点検整備 裸火、喫煙等の管理監督 従業者に対する防火防災教育 定員及び避難管理に関する業務指導 その他防火に必要な業務	防災管理業務の適正な遂行 消防計画の策定と運用 自衛消防の組織に関すること 防災訓練の実施 防災管理対象物の点検整備 避難施設の維持管理 関係機関等の連絡 従業者に対する防災教育 その他防火に必要な業務

2 危険物施設の設置者等への指導

消防法の規制を受ける危険物施設の設置者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者に対する計画的教育について指導する。

3 一般市民に対する指導及び広報

住民一人ひとりが火災について十分な知識を持ち、家庭、地域等で火災を予防するため、次に掲げる事項を重点的に行う。

- (1) 住宅用火災警報器の普及促進
- (2) 災害時における出火の未然防止と初期消火
- (3) 一般家庭における防災製品の使用促進
- (4) 要配慮者及び避難行動要支援者の防火対策の促進
- (5) その他火災予防上必要な事項

4 防火思想の普及啓発

平素から次表に掲げる媒体を活用して普及啓発に努めるとともに、諸行事等の期間においては、更なる普及啓発に努める。

防火思想普及行事一覧

媒 体	諸 行 事
報道機関（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、CATV等） 掲示物（ポスター・横断幕・懸垂幕等） 成田市防災行政無線 成田市広報誌・同ホームページ 成田市公式SNS 車両広報 防火講話 その他	春、秋季全国火災予防運動 防災の日 消防記念日 文化財防火デー 救急の日 119番の日 危険物安全週間 その他諸行事

5 関係団体等への協力依頼

成田市消防団、成田市防火協会、成田市危険物安全協会、成田市婦人防火指導員協議会の協力を得て、広報活動がより効果的なものとなるよう努める。

第2節 火災予防査察

消防法第4条及び同法第16条の5の規定に基づき、消防対象物へ立ち入って検査し、火災を未然に防止し若しくは火災による被害を最小限度にとどめるため行う。

1 査察の執行

- (1) 消防署長は、管轄区域内の査察を執行するものとし、管轄区域内の査察対象物を把握するため、必要に応じて情報収集を行い、調査するものとする。
- (2) 消防長は、必要があると認めるときは、査察を支援し、又は執行するものとする。

2 立入検査の種別

- (1) 一般立入検査
消防署長が実施計画に基づき行う立入検査。
- (2) 特別立入検査
消防長又は消防署長が、必要と認める場合に行う立入検査であって、消防対象物又は地域を定めて実施するもの。

3 査察対象物の区分

査察を円滑に行うため、対象物の規模等に応じ、成田市火災予防査察規程運用要領の定めによる。

4 違反是正

立入検査の結果により確認した違反事項について、あらゆる機会を活用して積極的な是正を図るとともに、関係者等に対し、指導その他必要な措置を講ずる。

第7章 警報発令伝達計画

本章では、火災及びその他の災害が発生しやすい気象条件において、その被害の未然防止を図るため、火災に関する警報等及び気象に係る警報の発令について必要な事項を定める。

第1節 火災警報

1 発令及び解除

警防課長は気象状況を監視し、成田市警防規程第61条及び成田市消防長専決規程に基づく火災に関する警報等の発令及び解除の是非について消防長に伺うものとする。

2 発令及び解除の伝達

火災に関する警報等の発令及び解除は、次表により伝達する。

警報発令伝達先一覧表

担 当	伝 達 先	伝 達 方 法
警 防 課	成田消防署	消防情報共有システム連絡事項A P 職員招集システム
	赤坂消防署	
	三里塚消防署	
	大栄消防署	
	成田市消防団	成田市消防団メール
	成田市危機管理課	
	N A Aセーフティサポート株式会社	
	千葉県防災危機管理部消防課 ^{*1}	
	神崎町役場 ^{*2}	
	管轄区域内に在る者	成田市防災行政無線 なりたメール配信サービス 市ホームページによる広報
各 消 防 署	管轄区域内に在る者	消防車両による広報 掲示板、旗の掲出

*1 火災気象通報のないときに発令した場合。

*2 神崎町に発令を要する場合。

3 周知の内容

管轄区域内に在る者に対し、成田市火災予防条例第29条に基づき次のとおり火の使用を制限する旨を周知する。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

第2節 その他の警報

消防職団員はなりたメール配信サービスに登録するなど、常に気象警報・注意報に係る情報を受信できる態勢を保持するものとする。

第8章 消防通信計画

本章では、消防活動を迅速かつ効率的なものとするため、消防通信について必要な事項を定める。

第1節 通信種別

次表のとおり有線通信及び無線通信に区分する。

通信種別区分表

有 線 通 信	無 線 通 信
消防電話回線（指令電話・署所端末）	消防救急無線
携帯電話回線	署活動用無線
衛星携帯電話回線	I P 無線
一般加入回線（ファクシミリを含む）	成田市消防団無線
庁内イントラネット回線	成田市防災行政無線
総合行政ネットワーク（LGWAN）	千葉県防災行政無線
インターネット回線	

第2節 無 線

1 無線局の種別及び周波数の指定区分

次表のとおりとする。

無線局種別・周波数指定区分表

無線局の種別	基地局		成田中継所
			下総基地局
	遠隔制御局		(呼出名称；えんせいなりたしょうぼう)
	陸上移動局	卓上型固定移動局	
		可搬型移動局	
車載型移動局			
携帯型移動局			
周波数の指定区分	消防救急無線（デジタル方式260MHz帯）		
	市町村活動波	成田消防活動波	成田消防波1～3
		成田救急活動波	成田救急波
		隣接消防活動波	印西・香取1、2・栄・佐倉1～3・山武1、2・富里
		隣接救急活動波	印西・香取・栄・佐倉・山武・富里
	共通波	主運用波2*	
		主運用波1～7	
		統制波1～3	
	署活動用無線（アナログ方式400MHz帯）		
	署活動波	署活動波1（G15）、2（G17）	
		関東共通波（G13）	
全国波1～17（G01～G17）			
防災相互連絡波（466.7750MHz）			

※ 千葉県への割り当ては2Chとなっている。

2 運 用

消防活動や訓練等、消防事務に関する事項の通信に用い、その他必要とするときを除き次による。

(1) 消防救急無線

災害時無線通話要領に基づく他、次による。

ア 市町村活動波

(ア) 成田消防活動波及び同救急波

災害対応において本部、署所、車両、各隊長、ちば消防共同指令センター等との通信に用いる。

(イ) 隣接消防活動波及び同救急波

応援協定先へ応援を行う場合の通信に用いる。

イ 共通波

(ア) 主運用波

a 主運用波 2

県内において応援活動を行う場合の通信に用いる。また、県内のドクターヘリとの通信に用いる。

b 主運用波 1～7

県外において応援活動を行う場合の通信に用いる。

(イ) 統制波 1～3

県外において応援活動を行う場合の通信に用いる。

(2) 署活動用無線

成田市消防本部署活動用無線局及び I P 無線機運用管理要領、成田市消防本部署活動用無線局及び I P 無線機活用マニュアルに基づく。

(3) その他の無線

ア 成田市消防団無線（簡易デジタル無線）

(ア) 団本部 C h

消防団活動本部及び各分団の役員間の通信に用いる。

(イ) 第 1～12 分団 C h

各分団内の通信に用いる。

イ 成田国際空港 M C A 無線

成田市消防本部には管理 2 系及び管理 4 系用の携帯型無線装置がそれぞれ 3 台貸与されており、本部指揮 1、三里塚化学 1、空港救急 1 に配置している。

また、警防課及び本部指揮 1 には車載型無線装置を配置している。

(ア) 管理 2 系無線

成田国際空港の滑走路及び誘導路における管制所との通信、又はこれらを除く制限区域におけるランプコントロールとの通信に用いる。

(イ) 管理 4 系無線（空港消防無線）

N A A セーフティサポート株式会社が消火救難活動に用いる専用無線で、各個隊員との通信に用いる。

- ウ 成田市防災行政無線（同報系）
市民に対し、地域防災に係る情報の伝達に用いる。
- エ 千葉県防災行政無線
地域衛星通信ネットワークを利用し、災害発生時における緊急情報伝達、震度情報や台風情報等の防災情報及び行政情報等の伝達に用いる。

第3節 消防通信体制

1 平常時の消防通信体制

成田市消防通信規程及び通信指令業務の手引きに基づく。

2 非常時の消防通信体制

前項の体制に次に掲げる事項を加えた体制とする。

(1) 消防通信体制の確保

警防班長及び消防班長は、通信設備等の運用に従事する班員を常時配置し、消防通信体制を確保する。

(2) 通信設備等の点検

各班長は通信設備の点検を行い、異常を認めた場合は警防班長へ報告する。
また、警防班長は必要に応じて通信試験を行う。

(3) 関係機関との連絡体制の確立

災害対策本部、警察、東京電力、東京ガス等の防災関係機関との連絡体制を確立する。

3 通信障害発生時の対応

通信設備等障害時対応マニュアルに基づき消防通信体制を確保する。

第4節 消防通信の統制

1 通信統制

警防課長は必要に応じて消防通信の統制を行う。

2 無線統制

警防課長及び現場最高指揮者は必要に応じて無線統制を行う。

なお、消防救急無線を統制しようとするときは、警防課からちば消防共同指令センターへ報告するものとする。この場合において災害出動に関係のない移動局は、傍受を続行し、警防課から指示があるまで送信してはならない。ただし、至急通信を行う場合はこの限りではない。

第9章 情報計画

本章では、報告・通報、開示など、情報活動について必要な事項を定める。

第1節 消防組織法上の報告

消防組織法第40条に係る報告は、次の要領に基づいて行う。

- 1 火災報告取扱要領 (平成 6 年 4 月 2 1 日消 防 災第 1 0 0 号)
- 2 救急事故等報告要領 (昭和 3 9 年 5 月 4 日自消甲教発第 1 8 号)
- 3 災害報告取扱要領 (昭和 4 5 年 4 月 1 0 日消 防 防第 2 4 6 号)
- 4 火災・災害等即報要領 (昭和 5 9 年 1 0 月 1 5 日消 防 災第 2 6 7 号)

第2節 消防法上の通報

消防法第24条に定める通報は、成田市消防通信規程第7条に基づき対応する。

第3節 情報広報

消防広報業務の指針に基づく。

第4節 情報記録

災害対策の資料とするため、次に掲げるものを記録する。

- 1 各種災害状況調査報告書
- 2 火災原因及び損害調査報告書
- 3 火災等統計報告書
- 4 記録写真
- 5 広報資料

第 10 章 局地災害警防計画

現有の消防力による局地災害の防除、鎮圧に必要な事項を定める。

第 1 節 局地災害指揮体制

1 指揮体制

局地災害における各出動規模の指揮体制、現場指揮本部の編成は次表のとおりとする。

なお、第 3 指揮体制及び第 4 指揮体制では警防活動本部を設置し、警防活動本部長は広域的調整、後方支援等の包括的指揮を執る。

出動規模別局地災害指揮体制表

出動規模	指揮体制	現場指揮本部		
		現場最高指揮者	常 備 消 防	非常備消防
特命出動 第 1 出動	第 1 指揮体制	指揮隊長、管轄署の中隊長又は小隊長	指揮隊員、管轄署の中隊長	分団長
第 2 出動	第 2 指揮体制	指揮隊長	指揮隊員、管轄署の中隊長	副団長、 本部付分団長、 分団長
第 3 出動	第 3 指揮体制	管轄署の署長	指揮隊、管轄署の副署長、警防班員、 総務班員、予防班員、救急班員	団長、副団長、 本部付分団長、 分団長
第 4 出動	第 4 指揮体制	消防長又は消防長が指定する者	管轄署の署長・副署長、指揮隊、 警防班員、総務班員、予防班員、 救急班員	団長、副団長、 本部付分団長、 分団長

※ 火災（航空機）、救助（特別・多傷病、NBC）第 1 出動以上については、出動規模に対して指揮体制を一つ繰り上げる。

※ 救助（普通）第 2 出動以上については、出動規模に対して指揮体制を一つ繰り下げる。

2 現場最高指揮者

（1）該当要件

ア 救急隊又は救助隊として出動下命を受けた部隊の長は、現場最高指揮者に該当しないものとする。ただし、兼任の救助隊の長については、自身の管轄に限って現場最高指揮者に該当する。

イ 第 1 指揮体制において、管轄署の消防隊が出動していない場合は、階級最上位のうち先着の各級指揮者を現場最高指揮者とする。

ウ 第 4 指揮体制の現場最高指揮者は原則として次長とする。

（2）主要任務

ア 消防活動の方針の決定

組織としての総合力を発揮するため、明確な活動方針を示すこと。

イ 消防隊の配備、増強及び削減の決定

消防活動の状況を見極め、過不足なく消防隊を増減するとともに効果的な配備を指示し、迅速かつ安全な消防活動を実現すること。

（ア）指揮支援

現場指揮、安全管理体制の強化を必要とする場合に要請するもの。

なお、第 3 指揮体制以上となった場合については、警防活動本部から指揮支援を派遣する。

(イ) 無人航空機

俯瞰的、立体的な情報収集活動が有用であると判断される場合に要請するもの。

(ウ) 後方支援

物資、資器材の供給、拠点形成など、消防活動の継続に必要とする場合に要請するもの。

(エ) 現場交代

消防活動の効率を維持するため、活動隊の一部または全部の交代についての時期、場所等の方針を決定する。

ウ 安全管理及び現場広報

消防隊のみならず、付近住民、関係者等の安全を管理し、現場広報により必要な情報を提供して周囲に在る者の不安や危険を排除すること。

エ 関係機関に対する連絡及び調整

消防団（非常備消防組織）をはじめ、警察、電力会社等と連絡調整を行い、円滑な消防活動を実現させること。

第2節 出動体制

成田市消防警防規程第5章に基づくほか、次のとおりとする。

1 出動部隊

各部隊が運用する車両に【車両用途一覧表（別表1）】のとおりに用途を付与し、当該用途により出動部隊を決定する。

なお、出動受持区域を受け持つ署隊以外の出動については災害点直近の部隊を選別することを原則とするが、特別な地域及び特殊な車両の出動を伴う場合等については一部計画出動とする。

2 災害種別及び出動規模

災害種別及び成田市消防警防規程第20条に定める出動規模は、ちば消防共同指令センター指令判断基準に準じて決定する。

3 出動基準

(1) 消防本部（常備消防組織）

成田市消防警防規程第20条に基づき、次のとおり出動基準を定める。

ア 火 災 … 【火災出動基準表（別表2）】

イ 救 急 … 【救急出動基準表（別表3）】

ウ 救 助 … 【救助出動基準表（別表4）】

エ その他 … 【その他出動基準表（別表5）】

(2) 消防団（非常備消防組織）

【消防団火災出動基準表（別表6）】による。

第3節 現場指揮

成田市消防警防規程第23条及び第24条に基づく他、次のとおりとする。

1 指揮宣言

現場最高指揮者は指揮宣言を行い、自身が現場最高指揮者であることを出動隊及びちば消防共同指令センターに周知すること。

2 指揮代行

現場最高指揮者と成り得る者のうち最も早く災害現場に到着した者は指揮代行を宣言し、自身が指揮代行者であることを出動隊及びちば消防共同指令センターに周知すること。

3 現場指揮本部

現場指揮本部を開設した場合は速やかに「現場指揮本部」の標旗を掲示し、出動隊及びちば消防共同指令センター並びに現場周辺に周知すること。

4 その他

その他、現場指揮に必要な事項は別に定める。

第4節 警 戒

1 火災警報発令時

第7章第1節「火災警報」に基づくとともに、消防職団員は招集に応じられる態勢を保持すること。

2 飛火警戒

成田市消防警防規程第37条に基づく。

3 特別警戒

成田市消防警防規程第64条の4に基づく。

第5節 活動マニュアル

局地災害における活動マニュアルは別に定める。

第 1 1 章 広域災害警防計画

現有の消防力による広域災害の防除、鎮圧に必要な事項を定める。

なお、消防団（非常備消防組織）の警防計画については、成田市消防団の大規模災害対応マニュアルによる。

第 1 節 広域災害指揮体制

広域災害に対し、消防長が警防活動本部を設置して消防活動を指揮総括する体制をいう。

第 2 節 出動体制

次に掲げる運用に移項するまでは原則として第 1 0 章第 2 節に基づく。ただし、ちば消防共同指令センターの定める震災対応計画に基づく運用が為される間については、すべての出動に係る出動規模を特命出動とする。

1 警防活動本部長運用

警防活動本部長が各部隊の包括的指揮を執る運用をいう。警防活動本部長運用は、各消防署の管轄区域を超えて部隊を運用することによって効率的に広域災害に対処することを目的とする。警防活動本部長運用においては、その指揮権を警防活動本部情報作戦室が代行するものとし、その運用は警防活動本部情報作戦室対応マニュアルに基づく。

2 署隊運用

通信網の断絶や警防活動本部が壊滅的な被害を受けるなどした場合に執る運用で、各消防班長が署隊（当該消防署に配置される部隊）の指揮を執り、当該消防班において災害の覚知から鎮圧までの一切に対処するものをいう。署隊運用は、消防力が劣勢となった場合でも広域災害による被害を最小限に食い止めようとすることを目的とする。

また、消防署長は署隊運用に備え、マニュアルを策定しておくものとする。

第 3 節 配備体制

配備体制の発令は、【配備体制一覧表（別表 7）】により消防長が行う。

なお、水防工法指導員の配備について必要な事項は別に定める。

1 警戒配備

被害の拡大に備え、広域災害指揮体制に移行する準備を行う体制をいう。

2 2 号及び 3 号非常配備

2 号非常招集及び 3 号非常招集により消防力を結集し、広域災害指揮体制を以て対応する体制をいう。

第4節 活動マニュアル

広域災害における活動マニュアルは、別に定める。

第 1 2 章 避難計画

本章では、災害発生時における住民避難を円滑に実施するため、消防法第 28 条の規定に基づく消防警戒区域、その他の災害時における危険区域等からの立ち退き、緊急避難等に関し、避難指示等の伝達などについて必要な事項を定める。

第 1 節 避難指示等の伝達

1 局地災害

(1) 実施者

- ア 広域的な避難については、警防活動本部長が指名する者とする
- イ 災害現場における避難については、現場最高指揮者が指名する者とする。

(2) 伝達事項

避難を要する理由、避難の対象とする区域、避難先、注意点等を伝達する。

2 広域災害

成田市及び神崎町災害対策本部又は水防本部（危機管理課）の要請により行う。

(1) 実施者

- ア 消防本部（常備消防組織）
原則として管轄署の部隊が行う。
- イ 消防団（非常備消防組織）
原則として地元部が行う。

(2) 伝達事項

要請者の指示に基づく。

第 2 節 広報・伝達の方法

避難指示等に関する広報・伝達は、成田市地域防災計画によるほか、警鐘、サイレン、車両等により実情に即した伝達方法により行う。

第 3 節 国民保護法に基づく避難

第 16 章第 2 節第 3 項に定める。

第 1 3 章 救急・救助計画

本章では、第 1 0 章「局地災害警防活動計画」に定めるもののほか、効率的かつ円滑な救急・救助活動を確保するために必要な事項を定める。

第 1 節 活動の原則

1 救急活動

(1) 救命活動優先の原則

救急活動は救命活動を優先とし、必要な応急処置を施して速やかに医療機関等へ搬送すること。

(2) 重傷者優先の原則

傷病者の救急処置は、重傷者や救命処置を必要とする者を優先すること。

2 救助活動

(1) 救命活動優先の原則

救助活動は、重傷者や救命処置を必要とする者を優先すること。

(2) 火災現場付近優先の原則

他の要救助者の状況や延焼状況等から総合的に判断し、時期を失することなく救助すること。

(3) 救助効率重視の原則

人員、資機材等を有効に活用し、最大限の人命を救助できるよう注力すること。

第 2 節 非常招集

1 参集救急救命士

成田国際空港及びその周辺における航空機に関する災害において救急救命士を増員する必要がある場合は、部隊編成に含まれない救急救命士を参集させ、災害現場へ派遣する。

なお、参集救急救命士の運用について必要な事項は、警防課長の通知によるものとする。

2 潜水員

救助（水難）第 1 出動以上においては、潜水員を招集し、災害現場へ派遣する。

なお、潜水員の運用について必要な事項は、警防課長の通知によるものとする。

第3節 出 動 等

1 救急車1台あたりの搬送者数

原則として次による。ただし、現場最高指揮者の判断によってはこれによらないものとするができる。

- (1) 救急車1台につき、重症程度と判断する傷病者1名とする。
- (2) 救急車1台につき、重症以外と判断する傷病者2名までとする。

2 救急支援

ちば消防共同指令センター指令判断基準及び成田市救急業務取扱規程（平成25年3月29日消防本部訓令第6号）第12条の定めによる。

また、次に掲げるもののうち消防長が必要と認める区域については、救急隊の活動補助や安全管理を行う隊として救急支援消防車を出動させるものとする。

- (1) 高速・有料道路
- (2) 交通量の多い国道
- (3) 隧道及び道路橋

第4節 関係機関との協力体制

警防課長は、より迅速かつ効果的な救急救助活動を実現するため、千葉県健康福祉部医療整備課、印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会、成田市建設業災害対策協力会等と次の事項について連絡協調し、緊密な協力体制を確立する。

- 1 救急活動プロトコル、傷病者の受け入れ等に関すること
- 2 ドクターヘリ及びラピッドカー並びに医師及び千葉県DMATの要請に関すること
 - (1) ドクターヘリとのランデブーポイントは【成田市消防本部ランデブーポイント一覧表（別表8）】による。ただし、航空法（昭和27年法律第231号）第81条の2に定める特例に基づき、ドクターヘリ側から当該一覧以外に着陸場所を指定された場合はこの限りではない。
 - (2) ラピッドカーとのドッキングポイントは【成田市消防本部ドッキングポイント一覧表（別表9）】による。ただし、やむを得ず成田市消防本部管轄区域外をドッキングポイントとする場合は、他消防本部の消防署を選定するものとする。
- 3 その他、救急救助活動に必要なこと

第 1 4 章 応援計画

本章では、成田市消防本部管轄区域外で発生した災害に対し、被災地の消防力のみでは対応することが困難な状況等において応援を行う場合に必要な事項を定める。

第 1 節 共通事項

成田市消防本部が応援を行う場合は次による。

1 応援の原則

自己管轄区域の警備に支障のない範囲において行われなければならない。

2 応援要請を受けた場合の対応

- (1) 応援要請の窓口は、特段の定めのない限り警防課とし、災害種別、発生場所、必要人員、車両及び資機材の数、応援隊受け入れ場所、その他必要な事項を聴取し、警防課長へ報告する。
- (2) 警防課長は前項及び成田市消防本部の業務状況を勘案して応援の可否について決定し、その結果について警防課から回答させるとともに消防長へ報告する。
- (3) 消防長は、市長へ報告する。

3 応援不可とする状況

2号非常招集以上が発令された場合は、原則として応援は行わないものとする。ただし、千葉県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊に係る応援については管轄区域の災害状況等から消防長が判断するものとする。

また、警備に必要な車両数は次表のとおりとし、運用可能である車両数がこれを下回る応援は原則として行わないものとする。

警備に必要な車両数一覧表

車両用途	車 両 数
水槽車又はポンプ車	3 台
化 学 車	1 台
救 助 工 作 車	1 台
救 急 車	2 台

4 指揮系統

要請側市町村の長の指揮の下に行動する。応援隊は特段の指示がない限り現場指揮本部へ向かい、応援に必要な指示及び情報提供を受けるものとする。

5 無線運用

原則として要請側消防本部又はちば消防共同指令センターの無線統制に従う。ただし、無線統制に関する指示がない場合は次のとおり対応する。

- (1) 隣接消防本部への応援時の無線周波数は、要請側消防本部の活動波を使用する。この場合において、要請側消防本部の活動波が輻輳する場合は、共通波（主運用波・統制波）を使用する。
- (2) 隣接消防本部以外の県内応援及び県外応援時の無線周波数は、共通波（主運用波・統制波）を使用する。
- (3) 成田国際空港消防相互応援協定に基づく応援については統制波 3 Ch を使用する。

6 資 機 材

応援隊が要請側消防本部の資機材を使用する場合は、要請側消防本部の現場最高指揮者等の指示又は了解を得て使用するものとする。ただし、緊急の場合で、要請側消防本部の現場最高指揮者等の了解を得るいとまのないときは、事後、速やかに要請側消防本部へ報告するものとする。

第 2 節 消防相互応援協定に係る応援

消防組織法第 39 条に基づいて締結された協定等に基づく応援は、当該協定に基づくほか次のとおりとする。

1 近隣市町等消防相互応援協定及び千葉県広域消防相互応援協定

近隣市町等消防相互応援協定及び千葉県広域消防相互応援協定（平成 4 年 4 月 1 日締結）に基づく応援は次のとおりとする。

近隣市町等消防相互応援協定

成田市・富里市消防相互応援協定	平成 11 年 6 月 1 日締結
成田市・芝山町・山武郡市広域行政組合消防相互応援協定	平成 11 年 8 月 1 日締結
成田市・稲敷地方広域市町村圏事務組合消防相互応援協定	平成 21 年 10 月 30 日締結
成田市・栄町消防相互応援協定	平成 25 年 1 月 25 日締結
成田市・印西地区消防組合消防相互応援協定	平成 31 年 3 月 28 日締結

(1) 応援の方法

協定による相互応援の方法は、次による。

ア 普通応援

協定加盟市町村の当該区域外において、当該管轄区域に接する地域及び当該周辺部で災害の発生を受報又は覚知した場合に、発生地の市町村の長又は消防長（以下、要請側の長という）の要請を待たずに出動するもの。

この場合における応援隊数等は、その状況によりその都度、応援側において決定するものとする。

イ 特別応援

協定加盟市町村の当該区域外において、災害が発生した場合に、要請側の長の要請に基づいて出動するもの。

ウ 航空特別応援

千葉県広域消防相互応援協定における前述ア・イの応援出動のうち回転翼航空機が出動するもの。

エ 火災調査等特別応援

千葉県広域消防相互応援協定における協定加盟市町村が当該区域外において火災・爆発が発生した場合に、要請側の長の要請に基づいて行う火災原因・損害調査の応援及び鑑定・鑑識等の支援を行うもの。

(2) 応援隊の引揚げ

応援隊の長は、現地指揮者から現場引揚げの指示を受けた場合は、活動内容を現地指揮者に報告し、速やかに現場を引揚げることとする。

(3) 費用負担

応援に要した費用の負担は、各協定に基づく。

(4) その他

次に掲げるものに係る応援は、基本的に前各号と同様とする。

ア 東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定

イ 大栄 JCT～稲敷東 IC 首都圏中央連絡自動車道消防相互応援協定

2 ちば消防共同指令センターにおける千葉県広域消防相互応援協定書第2条第1号に定める普通応援の運用に係る覚書

ちば消防共同指令センターにおける千葉県広域消防相互応援協定書（平成4年4月1日締結）第2条第1号に定める普通応援の運用に係る覚書及びちば消防共同指令センターにおける隣接市町村等応援実施要綱（平成27年3月19日付26千消第305号）に基づく応援は、当該覚書に基づくほか次のとおりとする。

（1）隣接市町村等応援の出動

ちば消防共同指令センターが対象事案を覚知した場合において、応援を必要とする構成市町等（以下、「要請側市町等」という。）の災害地点へ最も早く到着できる他消防本部の消防隊を選別し、出動させるもの。

（2）対象事案及び応援隊

次表のとおりとする。

消防相互応援対象事案別応援隊一覧表

対 象 事 案		応 援 隊	
消防事案	要請側市町等を管轄する消防本部に出動可能な消防隊（特殊車隊を除く。）がない場合。	火 災	消火隊2隊
		救 助	消火隊1隊 救助隊1隊
		その他	消火隊2隊
救急事案	要請側市町等を管轄する消防本部に出動可能な救急隊がない場合。	救急隊	
	傷病者の救命に不可欠であると判断できる救急事案で、成田市消防本部の出動可能な救急隊の現場到着予想時間が最も早い場合。	救急隊 （高規格救急隊）	

（3）無線運用

千葉県内隣接応援時における無線運用計画(平成25年千消会第103号)に基づく。

（4）報告

応援隊の長は、隣接市町村等応援実施要綱第5条に基づき、帰属後、速やかに所属長（又は当直責任者）に報告し、隣接市町村等応援活動概要報告書（同要綱別記様式）を作成し、速やかに要請側消防本部にファクシミリ又は電子メールで報告する。

（5）費用負担

応援に要した費用の負担は、千葉県広域消防相互応援協定第8条の規定に基づく。

3 成田国際空港消防相互応援協定

成田国際空港消防相互応援協定(平成18年7月締結)に基づく応援は、当該協定に基づくほか次のとおりとする。

なお、本協定は消防組織法第39条のほか、昭和45年6月1日付消防防328号 消防庁次長通知に基づく協定である。

（1）災害種別

応援に係る災害の種別は、成田市消防本部管轄外の区域における、航空機に関する災害又はその発生のおそれのある事態（本項では、「緊急事態」という。）をいう。

（２）応援の種類

- ア 火災防御のための応援
- イ 救急隊の派遣
- ウ その他災害に際して必要と認める事項

（３）応援隊及び編成

- ア 応援隊は原則として次表のとおりとする。

成田国際空港消防相互応援協定応援隊一覧

指 定 車 両	隊 長	隊 員 数
成田化学 1	消 防 司 令 以 上	4 名
成田救助 1	消 防 司 令 補 以 上	4 名
成田救急 1	消 防 司 令 補 以 上	3 名
大栄救急 1	消 防 司 令 補 以 上	3 名

- イ 前述アのほか、次の者を派遣する。

（ア）参集救急救命士 … 1 名（トリアージ要員）

（イ）連絡調整員 … 1 名（本部職員）

（４）経費の負担

応援に要した費用の負担は、航空機災害の消火救難活動に要する費用の負担に関する覚書（昭和 53 年 3 月 18 日締結）に基づき協議する。

４ 千葉県消防広域応援隊

千葉県広域消防相互応援協定、千葉県消防広域応援基本計画に基づく応援は、当該規定に基づくほか次のとおりとする。また、消防組織法第 43 条に基づく知事の指示により千葉県消防広域応援隊が派遣される場合についても同様とする。

（１）災害種別

応援に係る災害の種別は、概ね次のとおりとする。

ア 大規模災害

地震、風水害、林野火災、大規模火災等

イ 特殊災害

NBC 災害、大規模危険物火災（石油コンビナート火災含む）、高層建築物火災、航空機災害等

ウ その他

（２）応援出動の種別

- ア 火災出動 … 消火活動のための出動
- イ 水災出動 … 水防活動のための出動
- ウ 救助出動 … 人命救助のための出動
- エ 救急出動 … 救急活動のための出動
- オ 調査出動 … 現場把握、情報収集、調査、広報活動のための出動
- カ 救援出動 … 救援物資、資機材、人員等の搬送のための出動

(3) 成田市消防本部の任務

成田市消防本部は、千葉県消防長会第2ブロックの幹事代行消防機関であるため、ブロック幹事消防機関（佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部）が被災等によりその任務を遂行できない場合は代行する。

(4) 登録部隊とその編成

ア 応援隊は原則として次表のとおりとする。

千葉県消防広域応援隊登録部隊一覧

部隊種別	指定車両	隊長	隊員数
広域応援統括指揮隊	本部指揮統制 1	消防司令長以上	4名
ブロック方面指揮隊	本部指揮 1	消防司令長以上	4名
第1消火部隊	公津水槽 1	消防司令以上	4名
第2消火部隊	大栄水槽 1	消防司令以上	4名
第3消火部隊	三里塚水槽 1※1	消防司令以上	5名
第4消火部隊	成田化学 1	消防司令以上	4名
第1救急部隊	公津救急 1	消防司令補以上	3名
第2救急部隊	三里塚救急 1	消防司令補以上	3名
救助部隊	成田救助 1	消防司令補以上	5名
後方支援部隊※2	本部資機材 1	必要に応じて救助部隊が運用する。	
後方支援部隊	三里塚支援 1	消防司令補以上	3名
毒劇物等対応隊	三里塚水槽 1※1	消防司令以上	5名

※1 三里塚水槽 1 については第3消火部隊と毒劇物等対応隊の重複登録。

※2 本部資機材 1 は後方支援部隊として登録されているが、資機材搬送車として用いる。

イ 各応援隊の隊員は原則として指定車両が配置された所属職員で編成し、うち2名以上は機関員認定を有する者とする。ただし、配置職員で編成できない場合は各所属職員より選抜して編成する。

ウ 広域応援統括指揮隊、ブロック方面指揮隊、後方支援隊の編成は原則として次表のとおりとする。

千葉県消防広域応援指揮隊及び後方支援部隊編成表

部隊種別	隊長	隊員		
広域応援統括指揮隊	指揮隊長	指揮隊員	警防課員	指揮隊員
ブロック方面指揮隊	指揮副隊長	消防総務課員	予防課員	指揮隊員
後方支援部隊	警防課員	消防総務課員	予防課員	

エ 救急部隊については、救急救命士を編成に含む。

オ 毒劇物等対応隊については、三里塚消防署職員及びNBC災害に精通した職員で編成する。

カ 消火部隊及び救急部隊については、第1部隊から順に検討する。

キ 72時間を目安に交代要員を派遣する。

(5) 補給物資

応援隊及び交代要員は自己完結型を原則とし、72時間活動可能な食料、飲料水、燃料等を携行する。

(6) 応援隊旗及び指揮隊腕章等

応援隊は千葉県消防広域応援隊運用要綱に定める応援隊旗、また、必要に応じて指揮隊腕章等を携行し出動する。

(7) 情報共有

後方支援小隊長は、千葉県消防広域応援隊の活動概要、消防本部に対する必要な支援、各個隊員の健康状態等について、警防課長へ報告する。

(8) 費用負担

- ア 応援に要した費用の負担は、消防組織法第8条の規定によるほか、千葉県広域消防相互応援協定に基づく応援については同協定の定めるところによる。
- イ 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱に基づき出動した活動により必要となる消防に要する費用等は、同要綱の定めるところによる。

第3節 緊急消防援助隊

消防組織法第44条（第3項を除く）に基づく応援は、千葉県緊急消防援助隊受援計画（平成18年5月1日付）に基づくほか次のとおりとする。

1 登録部隊とその編成

千葉県大隊への登録小隊及び編成は次のとおりとする。

緊急消防援助隊登録部隊一覧

部隊種別	指定車両	隊長	隊員数
第1消火小隊	公津水槽1	消防司令以上	4名
第2消火小隊	大栄水槽1	消防司令以上	4名
第3消火小隊	三里塚水槽1※	消防司令以上	5名
第4消火小隊	成田化学1	消防司令以上	4名
第1救急小隊	公津救急1	消防司令補以上	3名
第2救急小隊	三里塚救急1	消防司令補以上	3名
救助小隊	成田救助1	消防司令補以上	5名
後方支援小隊	三里塚支援1	消防司令補以上	3名
毒劇物等対応小隊	三里塚水槽1※	消防司令以上	5名

※ 三里塚水槽1については第3消火小隊と毒劇物対応小隊の重複登録。

- (1) 救助小隊長が必要と認める場合は、本部資機材1を資機材搬送車として救助小隊に同行させることができる。
- なお、その場合の運用は救助小隊が行うものとする。
- (2) 各応援隊の隊員は原則として指定車両が配置された所属職員で編成し、うち2名以上は機関員認定を有する者とする。ただし、配置職員で編成できない場合は各所属職員より選抜して編成する。
- (3) 後方支援小隊の編成は原則として千葉県消防広域応援隊の後方支援部隊のものと同様とする。
- (4) 救急小隊については、救急救命士を編成に含む。
- (5) 毒劇物等対応小隊については、三里塚消防署職員及びNBC災害に精通した職員で編成する。
- (6) 消火小隊及び救急小隊については、第1小隊から順に選別する。
- (7) 72時間を目安に交代要員を派遣する。

2 車両表示

緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出する。

3 情報共有

後方支援小隊長は、緊急消防援助隊の活動概要、消防本部に対する必要な支援、各個隊員の健康状態等について、警防課長へ報告する。

4 費用負担

応援に要した費用の負担は、消防組織法第49条、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）に基づく。

なお、応援隊の活動により第三者への損害賠償が発生した場合は、原則として受援市町村が負担するとの考え方が示されている。（令和2年7月17日付消防広第192号）

第 1 5 章 受援計画

本章では、成田市消防本部管轄区域内で発生した災害に対し、成田市の消防力のみでは対応することが困難な状況等において応援を受ける場合に必要な事項を定める。

第 1 節 共通事項

成田市消防本部が受援を行う場合は次による。

1 拠点等の候補

次表のとおりとする。

拠点等候補一覧表

拠 点 等	候 補
進出拠点、宿営場所（活動拠点）	【進出拠点・宿営場所候補地一覧表（別表 1 0）】
燃料補給場所	【燃 料 補 給 場 所 一 覧 表（別表 1 1）】
ヘリコプター離着陸可能場所	【ヘリコプター離着陸可能場所一覧表（別表 1 2）】
食糧品等物資調達先	【食 糧 品 等 物 資 調 達 先 一 覧 表（別表 1 3）】
ヘリベース	成田国際空港ヘリコプター用スポット
災害拠点病院付近のヘリコプター離発着場	成田赤十字病院専用臨時ヘリポート

2 地図等の作成

応援隊が円滑に活動できるよう、次の事項について予め地図等を作成し、配付できるように準備しておくものとする。

（１）消防水利の位置

ア 消火栓

イ 消火栓以外の消防水利（防火水槽、プール、河川）

ウ ヘリコプターが取水可能な水利（河川、池等）

（２）進出拠点

（３）宿営場所（活動拠点）

（４）ヘリコプター離着陸可能場所

（５）燃料補給場所

（６）食糧品等物資調達先

（７）応援隊の活動地付近の詳細な住宅地図等

（８）避難場所等

（９）救急医療機関及び災害拠点病院等

（１０）その他災害活動上必要な情報

3 無線運用

第 1 4 章第 1 節第 5 項のとおりとする。

なお、千葉県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊に係る受援の際は【無線通信運用体制表（別表 1 4）】のとおりとする。

4 資 機 材

平素より応援隊に貸し出す無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材の整備に努めるものとする。

資機材を応援隊に貸し出す場合は、成田市消防本部の現場最高指揮者の指示又は了解を得るものとする。ただし、緊急の場合で成田市消防本部の現場最高指揮者の了解を得るいとまのないときは、事後、速やかに成田市消防本部へ報告を求めるものとする。

また、応援隊引揚げの際は資機材の返却とともに異常の有無について報告を求めるものとする。

第2節 消防相互応援協定に係る受援

消防組織法第39条に基づいて締結された協定等に基づく受援は、当該協定に基づくほか次のとおりとする。

1 近隣市町等消防相互応援協定及び千葉県広域消防相互応援協定

近隣市町等消防相互応援協定及び千葉県広域消防相互応援協定（平成4年4月1日締結）に基づく受援は次のとおりとする。

(1) 応援要請及び受入体制等

特別応援の要請及び受入体制等についてはマニュアルに定める。

(2) 経費の負担

応援に要した経費の負担は、各協定に基づく。

(3) その他

次に掲げるものに係る受援は、基本的に前各号と同様とする。

ア 東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定

イ 大栄JCT～稲敷東IC 首都圏中央連絡自動車道消防相互応援協定

2 ちば消防共同指令センターにおける千葉県広域消防相互応援協定書第2条第1号に定める普通応援の運用に係る覚書

ちば消防共同指令センターにおける千葉県広域消防相互応援協定書（平成4年4月1日締結）第2条第1号に定める普通応援の運用に係る覚書及びちば消防共同指令センターにおける隣接市町村等応援実施要綱（平成25年3月29日付）に基づく受援は、当該覚書に基づくほか次のとおりとする。

(1) 対象事案

ア 成田市消防本部に出動可能な消防隊（特殊車隊を除く。）がない場合における消防事案

イ 成田市消防本部に出動可能な救急隊がない場合における救急事案

ウ 傷病者の救命に不可欠であると判断できる救急事案

(2) 応援の中断

応援側市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、市長と協議のうえ、応援を中断することができる。

(3) 応援隊の指揮

応援隊に対する指揮は、成田市消防長の指定する現場最高指揮者が応援隊の指揮者を通じ、これを行うものとする。ただし、緊急を要し応援隊の指揮者を通じ指揮するいとまがないときは、直接応援隊を指揮することができる。

(4) 報告

第14章第2節第2項(4)のとおりとする。

(5) 応援隊の引揚げ

成田市長は、災害状況の推移により応援隊の必要がないと判断した場合は、現場最高指揮者と協議し速やかに現場引揚げを各応援隊に指示するものとする。

3 成田国際空港消防相互応援協定

成田国際空港消防相互応援協定(平成18年7月締結)」に基づく受援は、当該協定に基づくほか次のとおりとする。

(1) 災害種別

応援要請に係る災害の種別は、成田国際空港及びその周辺における航空機に関する災害又はその発生のおそれのある事態(本項では、「緊急事態」という。)をいう。

(2) 応援要請

ア 対象機関

(ア) 消防本部

- a 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
- b 山武郡市広域行政組合消防本部
- c 四街道市消防本部
- d 印西地区消防組合消防本部
- e 富里市消防本部
- f 匝瑳市横芝光町消防組合消防本部
- g 香取広域市町村圏事務組合消防本部
- h 栄町消防本部

(イ) 成田国際空港株式会社

イ 応援要請の手続き

次の事項について電話その他、迅速な方法により行う。

(ア) 緊急事態の種類、場所及び被害の状況

(イ) 航空機の機種及び搭乗人員

(ウ) 応援を要する人員、車両等の種別及び資機材の数量

(エ) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所

(オ) その他必要な事項

(3) 受入体制等

受入体制等についてはマニュアルに定める。

4 千葉県消防広域応援隊

千葉県広域消防相互応援協定、千葉県消防広域応援基本計画に基づく受援は、当該規定に基づくほか次のとおりとする。また、消防組織法第43条に基づく知事の指示により千葉県消防広域応援隊が派遣される場合についても同様とする。

(1) 応援要請

ア 対象機関

次表のとおりとされている。

千葉県消防広域応援隊構成表

	第1ブロック	第2ブロック	第3ブロック	第4ブロック
広域応援 統括消防機関	千葉県消防局			
ブロック幹事 消防機関	船橋市消防局	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部	山武郡市広域 行政組合消防本部	松戸市消防局
ブロック幹事 代行消防機関	市原市消防局	成田市消防本部	木更事市消防本部	市川市消防局
構成消 防本部	習志野市消防本部	銚子市消防本部	君津市消防本部	野田市消防本部
	八千代市消防本部	旭市消防本部	富事市消防本部	柏市消防局
		四街道市消防本部	袖ヶ浦市消防本部	流山市消防本部
		富里市消防本部	安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	我孫子市消防本部
		栄町消防本部	長生郡市広域市町村圏 組合消防本部	鎌ヶ谷市消防本部
		香取広域市町村圏 事務組合消防本部	夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	浦安市消防本部
		匝瑳市横芝光町 消防組合消防本部		
		印旛地区 消防組合消防本部		

イ 応援要請の手続き

次に掲げる内容について明らかにし、原則として電話、県防災行政無線、ファクシミリ（電子メール併用）による。ただし、電話及び県防災行政無線が不能のときには、無線の主運用波2 Chにより連絡する。

(ア) 災害の発生日時、発生場所、状況（現況、拡大の予想）

(イ) 人的・物的被害の状況

(ウ) 気象・地形・市街地の状況

(エ) 受援計画に定める進出拠点への経路及び道路状況

(オ) その他必要事項

(2) 警防活動本部の設置

本項に係る受援を行う際は警防活動本部を設置し、広域応援統括指揮隊を受け入れる指揮本部を警防活動本部内に設置する。

(3) 受入体制等

受入体制等についてはマニュアルに定める。

第3節 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱、千葉県緊急消防援助隊受援計画等、消防組織法第44条（第3項を除く）に基づく受援は、当該規定に基づくほか次のとおりとする。

1 応援要請

本節に係る受援については、千葉県消防広域応援隊の要請をした上でもなお消防力が不足すると判断される場合に応援要請するものとする。

- (1) 大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、千葉県知事に対して、その旨を直ちに電話により連絡する。
- (2) 次に掲げる事項は、明らかになり次第電話により連絡する。

ア 災害の概況

イ 出動を希望する区域及び活動内容

ウ 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- (3) 前二号の連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を消防庁長官に電話により連絡することができる。

また、千葉県知事に前二号の連絡ができない場合においても同様とする。

- (4) 応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより行う。

2 警防活動本部の設置

本節に係る受援を行う際は警防活動本部を設置し、広域応援統括指揮隊及び指揮支援部隊を受け入れる指揮本部及び指揮支援本部を警防活動本部内に設置する。

3 受入体制等

受入体制等についてはマニュアルに定める。

第4節 その他関係機関との応援協力等

1 警察との応援協力

非常事態に際して、避難指示並びに人命救助及び警戒区域を設定するために消防機関だけでは対応不可能な状況の場合、又は災害の応急対応にあたり、警察の応援協力を求めることについて協議しておくものとする。

2 電気、電話及びガス事業等関係機関との応援協力

電気、電話及びガス施設等の災害時の対策、又は災害現場のこれら被害予防等について、消防活動が円滑に行えるようあらかじめこれらの機関又は関係者と協議しておくものとする。

3 水道事業者との応援協力

災害現場において、必要とする水量を確保するための増水措置、又は断水若しくは給水制限等について水道事業者と緊密な連絡を保ち、消防活動に支障を生じないよう協議しておくものとする。

4 鉄道軌道事業者との応援協力

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、鉄道軌道事業者との相互連携により、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関としての列車運行の早期復旧を図るため協議しておくものとする。

5 重機等の応援協力

重機等の活用が効率的災害に備え、保有業者等と協議しておくものとする。

6 災害派遣医療チーム(DMA T)の応援協力

災害派遣医療チーム(DMA T)の派遣要請については、千葉県DMA T運営要綱(平成25年医第653号)による。

第16章 国民保護警防計画

本章は、成田市消防本部管轄区域において、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び緊急処理事態（以下、武力攻撃事態等という。）による災害が発生した場合、成田市国民保護計画及び神崎町国民保護計画に基づき、成田市消防本部が取る国民保護措置に必要な事項を定める。

なお、消防団（非常備消防組織）がとる国民保護措置に必要な事項は別に定める。

第1節 配備体制

警防活動本部を設置し、成田市及び神崎町がとる体制に応じて次表の配備体制をとる。

国民保護配備体制一覧表

成 田 市	神 崎 町	消防本部配備体制
国民保護等連絡室体制	担当課体制	2号非常配備
国民保護等緊急対策本部体制	国民保護等連絡室体制	3号非常配備
国民保護対策本部体制※	町国民保護対策本部体制※	3号非常配備

※ 事態認定後のみの体制となる。

第2節 消防本部がとる国民保護措置

1 消防活動の優先

国民保護措置は消防活動に支障のない範疇においてとるものとし、原則として災害の防除鎮圧、人命救助等消防活動を優先する。

（1）事態認定前

武力攻撃事態等による災害から住民を保護するため、消防職員の安全確保に十分な配慮をしつつ消防活動を行い、武力攻撃事態等による被害を軽減する。

（2）事態認定後

現場活動に際しては、対処方針や消防職員の安全確保等について、市町の対策本部と密接な連携をとりながら活動する。

2 情報収集

常に情報収集に努め、武力攻撃に伴って発生する火災やテロ行為、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など、武力攻撃の兆候から事態の推移まで、情報を入手した場合は速やかに成田市長又は神崎町長（以下、「首長」という。）に報告する。

なお、報告の窓口は次のとおりとする。

（1）成田市 … 危機管理課

（2）神崎町 … 総務課

3 避難住民の誘導

首長から避難住民誘導の要請・指示があった場合、消防本部及び消防団は、消火・救助活動の状況を勘案しつつ、市町の定める避難実施要領に基づき、避難住民の誘導を行う。

4 安全確保

全国瞬時警報システム（J-ALERT）等による伝達があった場合や前項に該当する情報を得た場合等、武力攻撃事態等と判断される状況に至った場合は、可及的速やかに安全を確保する。

（１）各所属に待機中の職員は、庁舎のシャッター等開口部を閉鎖し、車両資機材の安全を確保するとともに、来庁者等を屋内へ避難させて身の安全を確保する。

（２）出勤、業務出向中等の場合は、安全確保を最優先とし、可及的速やかに帰署する。

なお、引揚げの途上においては、必要な情報の収集に努めるものとする。

第３節 そ の 他

1 武力攻撃事態等に関連して実施する事項

（１）危険物に起因する災害の拡大防止

ア 危険物に関する措置命令

首長から武力攻撃事態等において、危険物製造所等における危険物の爆発、引火、空中飛散又は周辺への流出等を防止するため、その措置を講ずるよう要請があった場合には、消防長は危険物の取扱者に対し、災害拡大防止のため次に掲げる措置を講ずるよう命ずる。

（ア）危険物製造所等の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

（イ）危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止

（ウ）危険物の所在場所の変更又はその廃棄

イ 警備の強化

首長から危険物の取扱者に対して警備の強化を求めるなどの措置を講ずるよう要請があった場合には、消防長は危険物の取扱者に対し、警備の強化を求める。

（２）生活関連等施設の安全確保の支援

首長又は当該施設の管理者等から安全確保のため支援の求めがあった場合は、関係機関と連携しつつ、可能な範囲で支援を行う。

2 特殊標章等の着用

武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に対して国民保護措置にあたる職員は、成田市国民保護計画第２編第２章第１１、神崎町国民保護計画第３編第１１章に基づく特殊標章を着用し、身分証明書を携行する。また、特殊標章（旗等）は、車両等にも表示する。

車両用途一覧表

車両名称	車両用途																
	(優先)	指揮車	消防車	PA対応消防車	救急支援消防車	消防・給水車	水槽・給水車	風水害対応車	救助工作車	屈折梯子車	資機材搬送車	ポート牽引車	高規格救急隊	挿管救急隊	薬剤救急隊	挿管・薬剤救急隊	拡大行為救急隊
本部広報1	広報車																
本部広報2	広報車																
本部指揮統制1	指揮統制車	○															
本部指揮1	指揮車																
成田指揮1	指揮統制車																
成田水槽1	水槽車		○	○	○	○	○	○									
成田ポンプ1	ポンプ車		○	○	○	○	○	○									
成田救助1	救助工作車											○					
成田梯子1	梯子車																
成田化学1	化学車																
成田給水1	給水車						○	○									
本部資機材1	資機材搬送車																
成田救急1	救急車												○	○	○	○	○
成田救急2	救急車												○	○	○	○	○
成田救急3	救急車												○	○	○	○	○
飯岡水槽1	水槽車		○	○	○	○	○	○									
飯岡広報1	広報車																
飯岡救急1	救急車												○	○	○	○	○
赤坂指揮1	指揮統制車																
赤坂水槽1	水槽車		○	○	○	○	○	○									
成田水槽2	水槽車		○														
赤坂ポンプ1	ポンプ車		○	○	○	○		○									
赤坂梯子1	梯子車									○							
赤坂救急1	救急車												○	○	○	○	○
公津水槽1	水槽車		○	○	○	○	○	○									
公津広報1	広報車																
公津救急1	救急車												○	○	○	○	○
三里塚指揮1	指揮統制車																
三里塚水槽1	水槽車		○	○	○	○	○	○									
三里塚ポンプ1	ポンプ車		○			○		○									
三里塚化学1	化学車																
三里塚支援1	支援車										○						
三里塚救急1	救急車												○	○	○	○	○
空港広報1	広報車																
空港救急1	救急車												○	○	○	○	○
大栄指揮1	指揮統制車																
大栄水槽1	水槽車		○	○	○	○	○	○	○								
大栄ポンプ1	ポンプ車		○			○		○									
大栄救急1	救急車												○	○	○	○	○
成田救助2	消防車		○					○									
下総水槽1	水槽車		○	○	○	○	○	○									
下総ポンプ1	ポンプ車		○			○		○				○					
下総広報1	広報車																
下総救急1	救急車												○	○	○	○	○

火災出動基準表

【別表 2】

救急出動基準表

救助出動基準表

消防団火災出動基準表

配備体制一覧表

災害対策本部 配備種別		震 災		風 水 害	
		配 備 基 準	配 備 体 制	配 備 基 準	配 備 体 制
警戒体制	警戒配備	・管内の震度が「5弱」を記録したとき（自動配備） ・長周期地震動の階級3以上を記録したとき（自動配備） ・災害の発生その他の状況により消防長が必要と認めたとき	警戒配備 ・警防課員 2名 ・消防総務課員 1名 ・予防課員 1名 ・救急課員 1名	・大雨注意報が発表され、今後警報に切り替わる可能性が高いと示唆されたときで、消防長が必要と認めた場合 ・管内に以下の警報が1以上発表されたとき（自動配備） ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④大雪警報 ⑤暴風雪警報 ・管内が台風の暴風域に入ることが見込まれるときで消防長が必要と認めた場合 ・記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表されたとき（自動配備） ・その他災害の発生が予想され、消防長が必要と認めたとき	警戒配備 ・警防課員 2名 ・消防総務課員 1名 ・予防課員 1名 ・救急課員 1名
	第1配備	・管内で震度「5強」を記録したとき（自動配備） ・事案外事案運用又は出動指令部隊運用を行うとき ・災害の発生その他の状況により消防長が必要と認めたとき	2号非常配備 ・日勤者全員並びに隔日勤務者及び消防団の必要人員（2号非常招集）	・管内に特別警報（大雨、暴風）が発表され、消防長が必要と認めたとき。 ・管内に局地災害が予想されるとき ・事案外事案運用又は出動指令部隊運用を行うとき ・成田市災害対策本部が設置されたとき ・災害の発生その他の状況により消防長が必要と認めたとき	2号非常配備 ・水防工法指導員の必要人員 ・日勤者全員並びに隔日勤務者及び消防団の必要人員（2号非常招集）
	第2配備	・管内で震度「6弱」以上を記録したとき（自動配備） ・管内で局地災害が発生したとき ・災害の発生その他の状況により消防長が必要と認めたとき	3号非常配備 ・全職員 ・全団員 （3号非常招集）	・管内の複数地区で災害の発生が予想されるとき ・災害の発生その他の状況により消防長が必要と認めたとき	
非常体制	第3配備	・管内の震度「6強」以上を記録したとき（自動配備） ・管内全域に大規模な災害が発生したとき ・災害の発生その他の状況により消防長が必要と認めたとき		・管内全域に災害が拡大あるいは局地災害が甚大であるとき ・災害の発生その他の状況により消防長が必要と認めたとき	3号非常配備 ・全職員 ・全団員 （3号非常招集）

※「自動配備」とは、表中に記載された条件を満たしたときに、相当する非常招集が発令されたものとして参集することをいう。

【別表7】

成田市消防本部ランデブーポイント一覧表

令和 8 年 2 月 4 日現在

共通呼称	ランデブーポイント名称	住所	散水	連絡先	担当	備考
C1600	成田赤十字病院	成田市飯田町 90-1	無			
C1601	豊住ふれあい健康館	成田市北羽島 1975-3	無			
C1602	豊住小学校	成田市北羽島 1985-2	無			
C1603	坂田ヶ池総合公園	成田市大竹 1450	無			
C1604	八生小学校	成田市松崎 1468	有			
C1605	神宮寺小学校	成田市玉造 5-28	有			
C1606	玉造小学校	成田市玉造 3-4	有			
C1607	玉造中学校	成田市玉造 3-7	有			
C1608	吾妻小学校	成田市吾妻 2-6	有			
C1609	中台小学校	成田市中台 1-4	有			
C1610	吾妻中学校	成田市吾妻 1-24	有			
C1611	中台中学校	成田市中台 4-2	有			
C1612	向台小学校	成田市中台 3-6	有			
C1613	加良部小学校	成田市加良部 6-8	有			
C1614	西中学校	成田市加良部 5-11	無			
C1615	新山小学校	成田市加良部 4-23	有			
C1616	橋賀台小学校	成田市橋賀台 3-4	無			
C1617	公津小学校	成田市台方 851	有			
C1618	平成小学校	成田市飯仲 50-1	有			
C1619	中台運動公園（陸上競技場）	成田市中台 5-2	無			
C1620	中台運動公園（第三駐車場）	成田市中台 5-2	無			
C1621	中台運動公園（球技場）	成田市囲護台	無			
C1622	中台運動公園（野球場）	成田市中台 5-2	無			
C1623	成田西陵高校	成田市松崎 20	有			
C1624	成田北高校	成田市玉造 5-1	有			
C1625	成田国際高校	成田市加良部 3-16	有			
C1626	本城小学校	成田市本城 178-1	有			
C1627	外小代公園	成田市玉造 2 丁目	無			
C1628	浅間公園	成田市郷部 1451	無			
C1629	引地公園	成田市吾妻 3 丁目	無			
C1630	後谷津公園	成田市中台 2 丁目	無			
C1631	松ノ下公園	成田市中台 4 丁目	無			
C1632	加良部台公園	成田市加良部 2 丁目	無			
C1633	橋賀台公園	成田市橋賀台 2 丁目	無			
C1634	公津の杜公園	成田市公津の杜 6 丁目	無			
C1635	公津の杜小学校	成田市公津の杜 3 丁目	有			
C1636	高岡運動施設	成田市大和田 151	有			
C1637	旧名木小学校（ネクスト名木小）	成田市名木 1050	無			
C1638	滑河文化財保存展示施設	成田市滑川 1142	無			
C1639	日本オートモービルカレッジ	成田市桜田 296-38	無			
C1640	旧桜田小学校（ネクスト桜田小）	成田市桜田 941	有			
C1641	旧大須賀小学校	成田市伊能 547	有			
C1642	旧津富浦小学校	成田市津富浦 1093	有			
C1643	大柴みらい学園 グランド	成田市伊能 125	有			
C1644	大柴 B&G 海洋センター	成田市一坪田 388	有			
C1645	旧川上小学校	成田市多良貝 245-308	有			
C1646	旧前林小学校	成田市前林 430	有			
C1647	ふれあいの丘公園	成田市松子 397	無			
C1648	下総運動公園（フレンドリーパーク野球場）	成田市高岡 1435	無			
C1649	神崎小学校	神崎町神崎本宿 22	有			
C1650	神崎中学校	神崎町神崎本宿 260	有			
C1651	神崎町民野球場	神崎町大貫 383-6	無			
C1652	米沢小学校	神崎町新 385	有			
C1653	北羽島グラウンド	成田市北羽島 139-1	無			
C1654	北羽島野球場	成田市北羽島 139-1	無			
C1655	ニュータウンスポーツ広場（野球場）	成田市台方 1415	無			
〃	ニュータウンスポーツ広場（多目的広場）	成田市台方 1415	有			
C1656	公津スポーツ広場野球場	成田市下方 693-2	有			
C1657	三里塚小学校	成田市本三里塚 153-1	有			
C1658	成田高等学校グラウンド	成田市寺台 501	無			
C1659	下総みどり学園運動場	成田市名古屋 1214	有			
C1660	八生第一スポーツ広場	成田市宝田 1733	無			
C1662	国際医療福祉大学成田病院※消防使用不可	成田市畑ヶ田 852				

【別表 8】

成田市消防本部ドッキングポイント一覧

令和 8 年 2 月 4 日現在

ドッキングポイント名称	住 所	担 当	連 絡 先
甚兵衛公園	成田市北須賀 1626		
宗吾霊堂	成田市宗吾 1 丁目 558		
ファミリーマート成田上福田店	成田市上福田 322		
豊住第 1 スポーツ広場	成田市南羽鳥 570-51		
国際文化会館	成田市土屋 303		
空港 1 2 警備所前	成田市十余三 147-7		
下総利根宝船公園	成田市猿山 11-9		
道の駅発酵の里こうざき	香取郡神崎町松崎 855		
大谷津運動公園駐車場	成田市押畑 952-3		
成田消防署	成田市花崎町 760		
赤坂消防署	成田市赤坂 3-3		
三里塚消防署	成田市三里塚 2		
大栄署消防署	成田市津富浦 1230		
飯岡分署	成田市飯岡 107-3		
公津分署	成田市江弁須 98-1		
空港分署	成田市木の根 19		
下総分署	成田市名木 1055-1		

進出拠点・宿営場所候補地一覧表

陸上隊進出拠点

受入方面	進出拠点名 住 所	最寄 IC	駐車台数枠(台)	連 絡 先	給油施設の有無
東京茨城	大谷津運動公園 成田市押畑 952-3	成田 I C	大型車：50		
松戸茨城	北羽鳥多目的広場 成田市北羽鳥 139-1	神崎 I C	大型車：100		
房 総	三里塚消防署 成田市三里塚 2	空港 I C	大型車：10		
香取茨城	ふれあいの丘街区公園 成田市松子 400-4	大栄 I C	大型車：50		
千葉佐倉	大谷津運動公園 成田市押畑 952-3	成田 I C	大型車：50		

宿営場所

屋 内	名 称 所 在 地	収容人数(人) ※見込み	土地状況 ※屋外の場合	駐車台数枠(台)	連 絡 先
	大谷津運動公園 成田市押畑 952-3		アスファルト、土	大型車：50	
	北羽鳥多目的広場 成田市北羽鳥 139-1		芝、土	大型車：100	
	フレンドリーパーク（運動広場） 成田市高岡 1435		芝、土	大型車：50	
	ふれあいの丘街区公園 成田市松子 400-4		芝	大型車：50	

燃料補給場所一覧表

陸上隊燃料補給場所

No.	名 称 所 在 地	連 絡 先	燃料貯蔵量 (ℓ)		営業時間	災害時中核 S S
			ガソリン	軽 油 灯 油		
1	若葉石油（株）GS 成田市花崎町 787-7		30000	10000 10000	7：30～20：00	
2	（有）川尻 GS 成田市南三里塚 300		9500	9500 9500	6：30～20：00	
3	小関石油（株）GS 成田市北羽鳥 2158		13200	15800 ×	7：00～19：30	
4	塩屋石油 成田市猿山 935-1		14000	6000 10000	8：00～20：00	
5	かとり農業協同組合伊能支所 成田市伊能 250		28700	9600 9600	8：30～17：00	

ヘリコプター離着陸可能場所一覧表

No.	名 称 所 在 地	連 絡 先	離着陸帯 (m×m)	路 面	夜間 照明	緯 度・経 度	UTM ポイント
1	八生第1スポーツ広場 成田市宝田 1733		70 × 70	土・芝		N 39度49分11秒 E 140度18分3秒	
2	中郷スポーツ広場 成田市新泉 19		70 × 50	クレー		N 35度48分33秒 E 140度21分15秒	
3	大谷津運動公園多目的広場 成田市押畑 952-3		65 × 80	土		N 35度47分53秒 E 140度18分33秒	
4	久住第1スポーツ広場 成田市久住中央 4-23-1		50 × 60	土・芝		N 35度50分24秒 E 140度20分7秒	
5	久住第2スポーツ広場 成田市小泉 1131		50 × 50	土		N 35度49分6秒 E 140度21分57秒	
6	豊住第1スポーツ広場 成田市南羽鳥 570-20		50 × 60	土・芝		N 35度49分47秒 E 140度17分36秒	
7	遠山スポーツ広場 成田市本城 103-22		65 × 65	土・芝		N 35度44分23秒 E 140度22分37秒	
8	後谷津公園 成田市中台 2-23		70 × 90	芝		N 35度46分59秒 E 140度17分33秒	
9	成田国際空港 成田市御料牧場 1-1		50 × 30	コンクリート	○	N 35度45分1秒 E 140度23分17秒	
10	下総運動公園野球場 成田市高岡 1435		100 × 100	土・芝		N 35度52分31秒 E 140度21分22秒	
11	利根川河川敷（高岡地先） 成田市高岡地先		100 × 100	コンクリート 草地		N 35度52分51秒 E 140度21分2秒	
12	大栄運動場 成田市一坪田 388		88 × 65	土		N 35度49分5秒 E 140度25分17秒	
13	成田市立大栄中学校グラウンド 成田市伊能 125		90 × 80	土		N 35度49分56秒 E 140度25分32秒	
14	利根川河川敷（竜台地先） 成田市竜台地先		100 × 100	コンクリート 草地		N 35度52分7秒 E 140度17分22秒	
15	ニュータウンスポーツ広場 成田市台方 1415		200 × 80	土・芝		N 35度46分45秒 E 140度16分24秒	
16	公津スポーツ広場 成田市下方 693-2		150 × 90	土・芝		N 35度45分27秒 E 140度16分21秒	
17	神崎町立神崎小学校 神崎町神崎本宿 22		100 × 40	土		N 35度54分3秒 E 140度24分3秒	
18	神崎町立神崎中学校 神崎町神崎本宿 260		100 × 90	土		N 35度53分57秒 E 140度24分25秒	
19	神崎町立米沢小学校 神崎町新 385		70 × 1300	土		N 35度52分37秒 E 140度25分9秒	
20	神崎町民野球場 神崎町 383-1		100 × 90	土・芝		N 35度53分13秒 E 140度25分14秒	

食糧品等物資調達先一覧表

※ 全て成田市と災害時協定締結済み

項 目	調達先名称	提 供 物	連 絡 先
食 料 飲 料	成田市食品衛生連合会	給食に関する原材料、設備機器、労務の提供	
	成田市農業協同組合	物資の提供	
	日本地区航空ケータリング協会	物資の提供	
	生活協同組合コープみらい千葉県本部	物資の提供	
	イオンモール株式会社・ジャスコイオン成田店	物資、資機材の提供、人的支援、避難場所の提供	
	イオンタウン株式会社、マックスバリュ関東株式会社	物資の提供、一時避難場所の提供	
	全国公設地方卸売市場協議会	物資の提供	
	米屋株式会社	物資の提供	
	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	物資の提供	
	株式会社伊藤園	飲料水の供給協力	
建設重機	成田市建設業災害対策協力会	重機などの提供	
消防用水	千葉県北総生コンクリート共同組合	消防用水等の供給支援	
輸 送	千葉県トラック協会印旛支部	緊急物資の輸送の協力	
物 資	NPO 法人コメリ災害対策センター	物資の提供	
	社団法人千葉県LPガス協会印旛支部成田地区会	物資の提供	
	株式会社アクティオ	簡易水洗トイレ、発電機等のレンタル機材の提供	
	株式会社レンタルのニッケン成田営業所	仮設トイレ、発電機等のレンタル機材の提供	
	成田市資源回収協同組合	トイレトペーパーの提供	

無線通信運用体制表

使用無線一覧

対象範囲	使用無線チャンネル	備 考
千葉県消防応援活動調整本部 成田市・神崎町災害対策本部 警防活動本部	県防災行政無線	
千葉県消防応援活動調整本部 警防活動本部 指揮支援本部 緊急消防援助隊各大隊本部 緊急消防援助隊各部隊の指揮隊	統 制 波 1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから使用波を指定する。
千葉県消防広域応援隊各隊間	主運用波2	【無線統制】千葉県消防広域応援隊の代表者 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
緊急消防援助隊各隊間	主運用波○	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	緊急消防援助隊は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

※ 通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

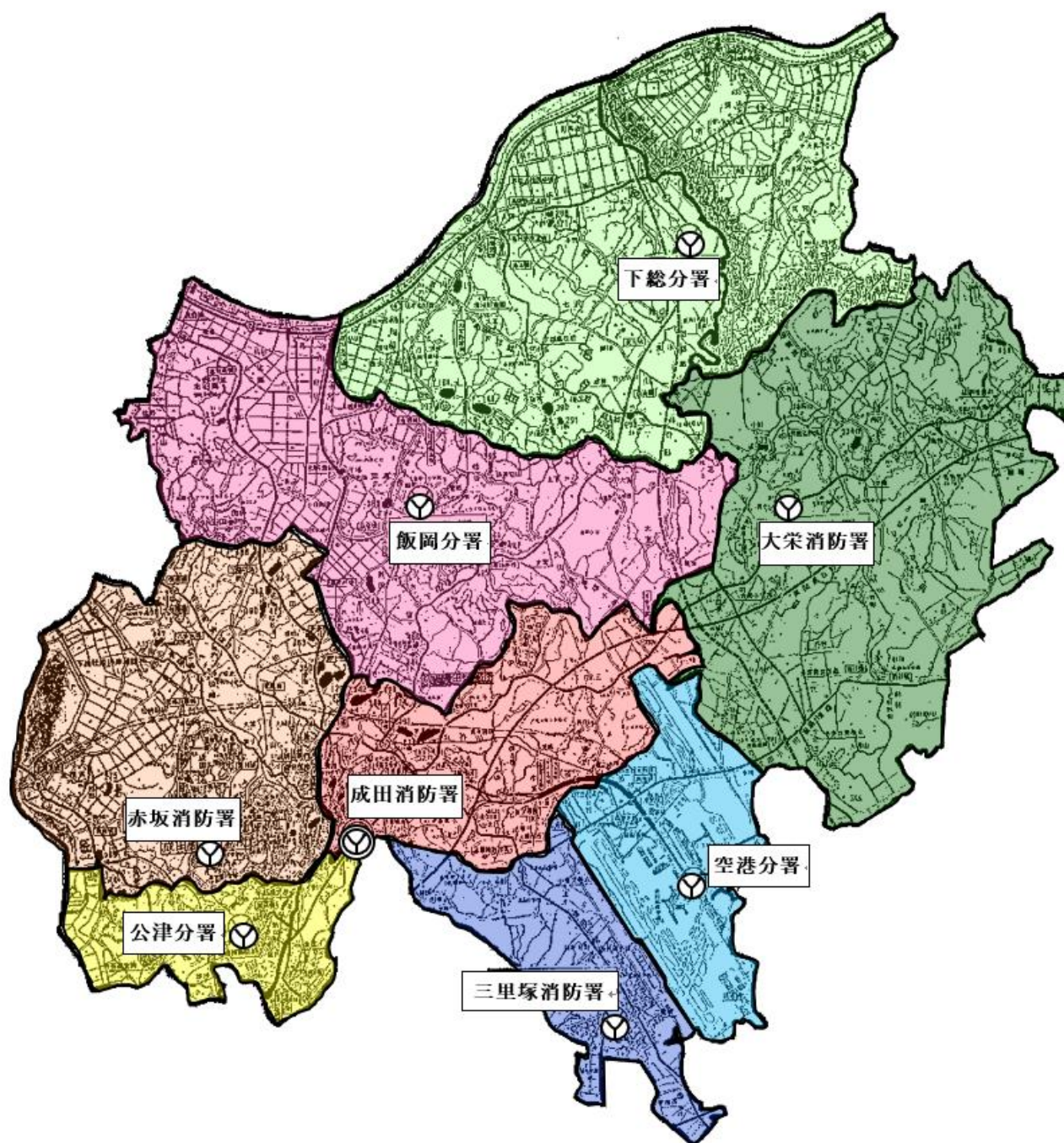
成田市消防本部 署活動用無線周波数一覧

周波数 名 称	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
実 装 状 況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	◎	○	◎
備 考													関東共通波		署活動波1		署活動波2

※ 現場最高指揮者は、必要に応じて緊急消防援助隊各大隊・各部隊の隊長と使用する周波数の調整を行うこと。

※ 緊急消防援助隊応援時においてのみ、実装している全てのチャンネルが使用可能。

消防署及び分署の受持区域図



【別図 1】

消防地理調査報告書

調査年月日		令和 年 月 日	
調 査 員			
調査対象物	☐ 地形及び地物 ☐ 道路及び橋 ☐ 河川及び湖沼 ☐ 建築物 ☐ その他警防活動上障害となるもの	対象物名	
		調査内容	
〔所在地〕			
〔区域の特性〕			
〔警防活動上の注意事項〕			
〔警防活動上の配意事項〕			
〔その他状況図等〕			

防火水槽調査報告書

[illegible]

消火栓調査報告書

[illegible]

令和 年 月 日

(あて先) 警防課長

消防署長

消防水利の修理等調査報告書

令和 年 月 日 の調査をしたところ、次の箇所に不備、欠陥が認められましたので下記のとおり報告いたします。

記

No.	水利番号	概 要
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

※ ①本体 ②減水等 (－ c m) ③周囲の状況 ④蓋等 ⑤標識 ⑥その他

対象物（地域）概要表

計画番号					令和 年 月 日										
名 称					構造			延べ面積	m ²		最高の高さ	m			
所在地					項目 階別	用途	床面積	滞在人員					地上 高さ	危険物 品 名	
業 態		電話番号	昼	夜				時間	人員	時間	人員	休日			
責任者職氏名															
防火管理者氏名															
収容人員	昼		夜												
※特記事項（危険要素）															

部隊出動・任務計画表

計画番号				名 称				令和 年 月 日	
出動 規模	出動隊名	水 利		任 務	活動概要	項 目	内 容		
		種別	名称						
特 命 出 動						活動方針			
						人命救助及び 避難誘導対策			
第 一 出 動						消防用設備等の活用			
第 二 出 動						安全管理上 必要な事項			
第 三 出 動									
第 四 出 動									
						その他必要な事項			

対象物（地域）付近見取図

計画番号		名 称		令和 年 月 日

対象物配置図

計画番号		名 称		令和 年 月 日

対象物平面図（ 階）

計画番号		名 称		令和 年 月 日

対象物断面図

計画番号		名称		令和	年	月	日
------	--	----	--	----	---	---	---

高さ (m)

GL

訓練報告書

訓練の種別	☐ 基本訓練 ☐ 図上訓練 ☐ 実地訓練 ☐ 特別訓練	訓練規模	☐ 小訓練 ☐ 中訓練 ☐ 大訓練
訓練名称			
実地月日・時間等	月 日 () : ~ : 天気		
訓練場所			
訓練参加人員等	人員 名 車両 台		
実施責任者			
《訓練の目的》			
《指導項目》			

※ 必要によって関係資料添付